

平成 2 9 年度 林野庁関係予算及び税制改正事項

- 1 林野庁予算（一般会計）・・・・・・・・・・ 1
- 2 森林・林業・木材産業関係の各省予算 ・・・ 38
- 3 林野庁関係税制改正 ・・・・・・・・・・ 59

平成 2 9 年 2 月
林 野 庁

1 林野庁予算（一般会計）

平成29年度 林野庁関係予算(総括表)

平成28年12月

区 分	平成28年度 当初予算額	平成29年度 概算決定額(A)	(28年度2次補正追加額)	
			補正額(B)	A+B
	億円	億円	億円	億円
公 共 事 業 費	1,900	1,900	663	2,563
	—	(100.0%)	—	
一般公共事業費	1,800	1,800	410	2,210
	—	(100.0%)	—	
治 山 事 業 費	597	597	100	697
	—	(100.0%)	—	
森林整備事業費	1,203	1,203	310	1,513
	—	(100.0%)	—	
災害復旧等事業費	100	100	253	353
	—	(100.0%)	—	
非 公 共 事 業 費	1,033	1,055	360	1,415
	—	(102.1%)	—	
合 計	2,933	2,956	1,022	3,978
	—	(100.8%)	—	

(注)1 上記のほか、農山漁村地域整備交付金及び農山漁村振興交付金に、林野関係事業を措置している。

2 ()内の数字は対前年度比。

3 計数は、四捨五入のため合計とは一致しない場合がある。

4 このほか、28年度3次補正予算において、災害復旧等事業に95億円を措置している。

平成29年度林野関係予算の重点事項

総額 2,956億円
(2,933億円)

(※) 各事項の下段 () 内は、平成28年度当初予算額

林業の成長産業化・森林吸収源対策の推進

- ① 次世代林業基盤づくり交付金 70億円
(61億円)
- 需要に応じた低コストで効率的な木材の生産・供給を実現するため、CLT（直交集成板）等を活用した木造公共建築物の整備等により需要拡大を図るとともに、木材加工流通施設、苗木生産施設等の整備、間伐・路網整備を行い、地域の実情に応じた川上から川下までの取組を総合的に支援
- ② 林業成長産業化地域創出モデル事業 (次世代林業基盤づくり交付金で実施) 10億円
(-)
- 川上から川下までの事業者がバリューチェーンでつながり収益性の高い経営を実現する「林業成長産業化地域」をモデル的に選定し、地域が提案する明確なビジョンの下での取組を重点的に支援
- ③ 合板・製材生産性強化対策 【補正予算】 330億円
- 大規模・高効率の加工施設の整備、当該施設への原料の安定供給のための間伐・路網整備等を支援
- ④ 施業集約化の加速化 9億円
(6億円)
- 森林所有者・境界の明確化や関係者の合意形成に向けて森林整備地域活動支援交付金を交付するほか、市町村が森林の所有者情報を一元的に取りまとめた林地台帳の整備にも資する森林GIS等のシステム整備を支援
- ⑤ 森林・林業人材育成対策 60億円
(59億円)
- 林業への就業前の青年に対する給付金の給付や、「緑の雇用」事業による人材の育成を支援
- ⑥ 新たな木材需要創出総合プロジェクト 12億円
(14億円) 【補正予算】 5億円
- 中高層建築等に活用できるCLTの利用促進、セルロースナノファイバーなど新たな製品・技術の開発・普及の加速化、地域材の利用拡大等を支援
- ⑦ CLT利用促進総合対策 【補正予算】 10億円
- CLT等を活用した先駆的な建築物の建築、大規模・高効率の加工施設におけるCLT製造ラインの整備を支援
- このほか合板・製材生産性強化対策で実施
330億円の内数

⑧ 木質バイオマスの利用拡大	(新たな木材需要創出総合プロジェクトで実施)	4億円	(5億円)	【補正予算】 2億円
・ 木質バイオマスの利用促進を図るため、エネルギー利用拡大に向けた全国的な調査、新たなマテリアル利用の促進に向けた技術開発等を支援				
⑨ 違法伐採対策の推進	(新たな木材需要創出総合プロジェクトで実施)	1億円	(0.4億円)	
・ クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）の施行のための取組を実施				
⑩ 花粉発生源対策		5億円	(4億円)	
・ 花粉の少ない品種等を対象とした採種園等の造成・改良、コンテナ苗の生産技術研修、花粉症対策苗木への植替え、花粉飛散防止剤の実証試験等を支援				
⑪ 森林・山村の多面的機能の発揮対策		17億円	(25億円)	
・ 森林・山村の多面的機能の発揮を図るため、地域における活動組織が実施する森林の保全管理や森林資源の利用等の取組を市町村等の協力を得て支援				
⑫ シカによる森林被害緊急対策事業		2億円	(2億円)	【補正予算】 1億円
・ シカによる森林被害が深刻な地域において、地方公共団体等と連携し、広域かつ緊急的に捕獲、防除等を実施				
⑬ 「農泊」の推進	(農山漁村振興交付金で実施)	101億円の 内数	(80億円の 内数)	
・ 増大するインバウンド需要を呼び込み、農山漁村の所得向上を図るため、「農泊」をビジネスとして実施できる体制の構築、地域に眠っている資源の魅力ある観光コンテンツとしての磨き上げ等の取組や古民家等を活用した滞在施設、農林漁業体験施設等の整備を一体的に支援				
・ このほか、国有林において、修景伐採、木道整備等を実施		1億円	(－)	
⑭ 森林整備事業＜公共＞		1,203億円	(1,203億円)	【補正予算】 310億円
・ 国産材の安定供給体制を構築するとともに地球温暖化を防止するため、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を推進				
⑮ 治山事業＜公共＞		597億円	(597億円)	【補正予算】 100億円
・ 地震・集中豪雨等に対する山地防災力の強化のため、荒廃山地の復旧・予防対策、津波に強い海岸防災林の保全等を推進				

林業の成長産業化・森林吸収源対策の推進

お問合せ先：林野庁林政課 三上、佐藤
内線(6015) 直通03-6744-1777

地球温暖化防止に向けた森林整備と多面的機能発揮のための対策

- ▶ 間伐や路網整備、主伐後の再造林等を推進
【森林整備事業1,203億円】
(28補正:310億円)
- ▶ 荒廃山地の復旧・予防対策、津波に強い海岸防災林の保全等を推進
【治山事業597億円】
(28補正:100億円)
- ▶ 地域の活動組織による森林の保全管理等の取組を市町村等の協力を得て支援
【森林・山村多面的機能発揮対策17億円】
- ▶ 国有林を観光資源として活用するため、修景伐採、木道整備等を実施
【森林景観を活かした観光資源の創出事業1億円】
- ▶ シカの広域かつ緊急的な捕獲、防除等を実施
【シカによる森林被害緊急対策事業2億円】
(28補正:1億円)

林業を支える担い手の確保・育成

- ▶ 「緑の雇用」事業等による人材の育成を支援
【森林・林業人材育成対策60億円】

新たな木材需要の創出

- ▶ 「日本再興戦略2016」を踏まえ、
▶ 中高層建築等に活用できるCLTの利用促進
▶ 木質バイオマスの利用拡大
▶ クリーンウッド法の施行も踏まえた違法伐採対策の推進
【新たな木材需要創出総合プロジェクト12億円】
(28補正【CLT利用促進総合対策】:10億円)



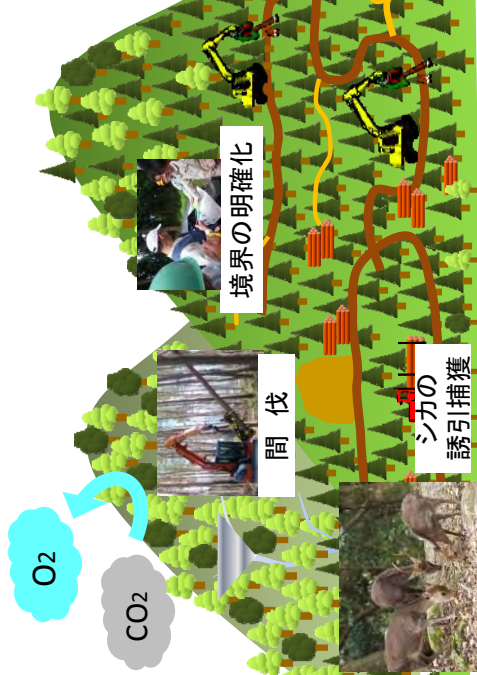
CLTを活用した
先駆的建築の支援



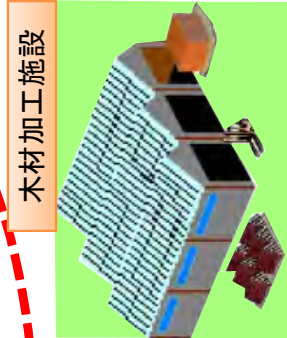
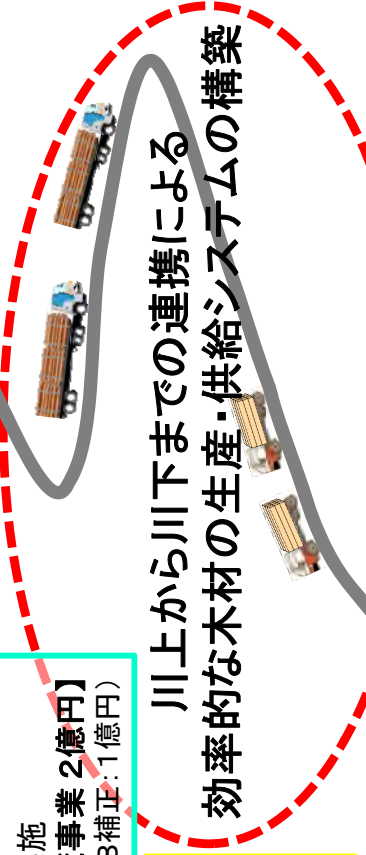
木質バイオマスの
技術開発等の支援



違法伐採関連情報
の提供



川上から川下までの連携による 効率的な木材の生産・供給システムの構築



木材加工施設



CLT建築物

施業集約化の加速化

- ▶ 森林所有者・境界の明確化等の取組を支援
- ▶ 改正森林法により創設される林地台帳の整備にも資する森林GIS等のシステム整備を支援 【施業集約化の加速化9億円】

川上から川下までの取組の総合的支援

- ▶ 「日本再興戦略2016」を踏まえ、
▶ CLT等を活用した木造公共建築物等の整備等に加え、木材加工流通施設等を整備するほか、間伐・路網整備を行い、川上から川下までの取組を総合的に推進
▶ 収益性の高い経営を実現する「林業成長産業化地域」をモデル的に選定し、地域が提案する明確なビジョンの下での取組を重点的に推進
【次世代林業基盤づくり交付金70億円
うち林業成長産業化地域創出モデル事業10億円】
(28補正【合板・製材生産性強化対策】:330億円)



路網整備



木材加工施設



木造公共建築物

花粉発生源対策の推進

- ▶ 花粉の少ない品種等を対象とした採種園等の造成・改良、花粉症対策苗木への植替え、花粉飛散防止剤の実証試験等を支援
【花粉発生源対策5億円】

次世代林業基盤づくり交付金

【7, 010 (6, 141) 百万円】

対策のポイント

需要に応じた低コストで効率的な木材の生産・供給、木材利用の拡大を実現するため、C L T等を活用した木造公共建築物の整備等により需要拡大を図るとともに、木材加工流通施設、苗木生産施設等の整備、間伐材生産・路網整備などを総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・戦後造林した人工林が本格的な利用期を迎える中、豊富な森林資源を循環利用しつつ、森林・林業の持続的な発展と公益的機能の発揮を図ることが重要です。
- ・このため、地域の創意工夫を生かし、木材の安定供給を図るための条件整備や木材利用の拡大・促進、木材産業の体制の整備など川上から川下までの総合的な取組を行い、林業の成長産業化を実現していくことが重要です。

政策目標

国産材の供給・利用量の増加
(2,400万 m^3 (平成26年度) → 4,000万 m^3 (平成37年度))

<主な内容>

需要に応じた低コストで効率的な木材の生産・供給、木材利用の拡大を実現するため、C L T等を活用した木造公共建築物の整備等により需要拡大を図るとともに、木材加工流通施設、苗木生産施設等の整備、間伐材生産・路網整備などについて、林業の成長産業化の実現に向けて取り組む都道府県等に対して支援します。また、林業の成長産業化の実現に向けて取り組む先進的な地域を選定し、重点的に育成します。

1. 次世代木材生産・供給システム構築事業 1, 880 (2, 000) 百万円

用途別の需要に的確に対応できる木材のサプライチェーンを構築する構想に基づき、川上と川中の事業者が連携し、中間仕分け等の工夫を通じて行う安定供給の確保や間伐材の供給力の強化のため、路網整備、伐倒・搬出を推進します。

なお、構想を実現するため、事業者が森林・林業再生基盤づくり交付金において行う木材加工流通施設などの施設整備に関して、交付金配分の算定をする際に優遇します。

2. 森林・林業再生基盤づくり交付金 4, 121 (4, 141) 百万円

木材利用の拡大、木材の安定的・効率的な供給、林業の持続的かつ健全な発展、森林の公益的機能の発揮等を図るために必要な機械施設の整備等について、地域の自主性・裁量を尊重しつつ、都道府県等に対して一体的に支援します。

- ・ C L T等を活用した木造公共建築物やバイオマスの供給・利用を促進する施設の整備
- ・ 地域材を利用した木材加工流通施設の整備
- ・ 高性能林業機械の導入、特用林産物の生産基盤の整備
- ・ コンテナ苗の生産施設等の整備

3. 林業成長産業化地域創出モデル事業

1,009(一)百万円

地域の森林資源の利活用により、多くの雇用や経済価値を生み出す地域を「林業成長産業化地域」として指定し、**地域が提案する明確なビジョンの下でソフト面での対策を支援するとともに、木材加工流通施設などの施設整備を優先的に採択するなど、重点的な支援を行います。**

また、国有林においても民有林と連携した供給先確保等の取組と併せて、**ICTを活用した森林資源情報の整備技術の実証・普及**を行います。

〔 交付率：地方公共団体へは定額
（事業実施主体へは事業費の1／2、1／3以内等）
事業実施主体：国、地方公共団体、民間団体等 〕

〔 お問い合わせ先：
1の事業
（事業構想に関すること） 林野庁計画課（03-6744-2300）
（路網整備等に関すること） 林野庁整備課（03-6744-2303）
2の事業 林野庁経営課（03-3502-8055）
3の事業 林野庁計画課（03-6744-2300） 〕

次世代林業基盤づくり交付金

【平成29年度概算決定額 7,010(6,141)百万円】

需要に応じた低コストで効率的な木材の生産・供給、木材利用の拡大を実現するため、CLT等を活用した木造公共建築物の整備等により需要拡大を図るとともに、木材加工流通施設、苗木生産施設等の整備、間伐材生産・路網整備など地域の実情に応じた川上から川下までの取組を総合的に支援します。

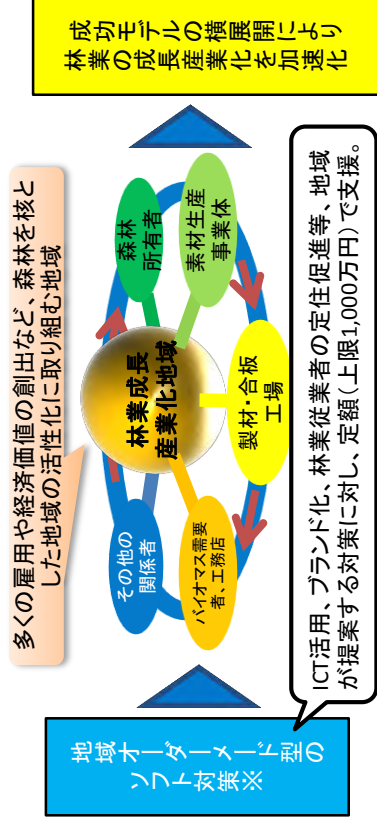
次世代木材生産・供給システム構築事業

◆ 用途別の需要に的確に対応できる木材のサプライチェーンを構築するため、間伐・路網整備を推進。



林業成長産業化地域創出モデル事業

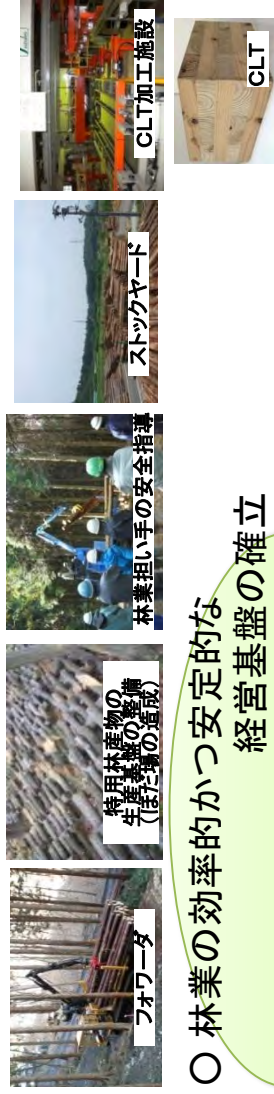
◆ 地域の関係者が連携して「林業成長産業化」を実現するため、地域オーダーメイド型のソフト対策を支援。



※ソフト対策と一体的に行う施設整備を優先的に採択
※民有林の取組と連携して、国有林においても、ICTを活用した森林資源情報の整備技術を実証・普及

森林・林業再生基盤づくり交付金

◆ 地域の自主性・裁量を尊重しつつ、都道府県に対して幅広い対策を支援。



○ 林業の効率的かつ安定的な経営基盤の確立

- 高性能林業機械等の導入
- 特用林産物の生産基盤の整備
- 林業担い手の育成・確保、林業労働安全衛生の推進

○ 木材製品の安定的・効率的な供給体制の構築

- 木材製品の安定供給構想等の実現に必要な木材加工流通施設の整備

○ 森林保全の推進等

- 森林病害虫や野生鳥獣による被害防止、森林資源の保護
- 山地災害に対する地域の防災体制の強化
- 森林環境教育、体験学習の場の整備
- コンテナ苗木生産施設等の整備

○ 木材利用の拡大

- CLT等を活用した木造公共建築物等の整備
- 木質バイオマスの供給・利用を促進する施設の整備



●ハード事業、■ソフト事業 ※ハード事業は、市町村広域連携支援でも取組可能

施業集約化の加速化

【891（620）百万円】

対策のポイント

改正森林法を踏まえ、施業集約化に向けた森林所有者・境界の明確化と、森林情報の整備・提供を緊急に進めるとともに、ICTを活用して効率的に施業集約化を進めるための仕組みづくりを推進します。

<背景／課題>

- ・国産材の安定供給体制を構築していくためには、意欲ある担い手に施業を集約化し、効率的な森林施業を進めることが必要ですが、森林所有者の多くが高齢化し、不在村化する場合や、在村者所有森林でも境界情報の確保が今後困難となる恐れもある中、施業集約化を図るためには、早急に森林所有者・境界の明確化を進めることが必要です。
- ・また、今般の森林法改正により、森林組合や林業事業体等の担い手が施業集約化を行いやすくするため、市町村が所有者や境界の情報を一元的にとりまとめた林地台帳を作成する仕組みが創設されたところであり、その作成・公表が義務付けられる平成31年4月までに、市町村において確実に林地台帳が整備されるよう支援が必要です。
- ・さらに、施業の集約化を効率的に行うために、林地台帳の所有者情報と併せ、精度の高い森林資源情報の整備や、森林GIS、最新のICTの活用を促進することが必要です。

政策目標

- ①民有林において一体的なまとまりを持った森林を対象に作成される森林経営計画の作成率（28%（平成26年度）→60%（平成32年度））
- ②森林施業の集約化等に必要な森林所有者情報・地図情報を管理するシステムを全ての市町村において整備（平成30年度末）

<主要内容>

1. 森林整備地域活動支援交付金等

552（296）百万円

- ① 森林経営計画の作成や森林施業の集約化に必要となる森林情報の収集や合意形成活動、既存路網の改良に対して支援します。また、在村・不在村森林所有者の特定、森林境界の測量に対して支援します。
- ② 国有林において、隣接する民有林との境界明確化を図り、民有林の施業集約化を積極的に支援します。

①森林整備地域活動支援交付金	473（216）百万円
②民国連携境界明確化対策	79（80）百万円
補助率：定額（1／2相当）	
事業実施主体：国、民間団体等	

2. 森林計画推進事業

300（281）百万円

（1）市町村森林所有者情報活用推進事業

平成31年4月の林地台帳の全面施行に向け、市町村が林地台帳を効率的に管理・活用するための森林GIS等のシステムの整備、都道府県が作成する森林簿と林地台帳の共有管理システムの導入等に対して支援します。

市町村森林所有者情報活用推進事業	153（－）百万円
補助率：1／2	
事業実施主体：都道府県、市町村	

(2) 地域森林計画編成事業

森林GISを活用した効率的かつ効果的な地域森林計画の編成や、施業集約化の担い手等に精度の高い森林資源情報の提供を行うため、都道府県が行う森林GISにおける空間情報（空中写真・衛星画像）の整備や、森林簿や森林計画図等の森林資源情報の精度向上の取組に対して支援します。

地域森林計画編成事業 145 (163) 百万円
補助率：1/2
事業実施主体：都道府県

(3) 森林経営計画認定委託事業

森林経営計画の農林水産大臣認定に当たっての審査に必要な現地調査について、地域の森林・林業を適確に把握している都道府県に委託して実施します。

森林経営計画認定事業委託費 1 (4) 百万円
委託費
委託先：都道府県

3. 森林情報高度利活用技術開発事業

39 (43) 百万円

施業集約化に向け、航空レーザで取得した森林資源情報等の大量の情報を効率的かつ安全に利活用するため、ICTによる情報共有の実証及びシステムの標準化を支援します。また、リモートセンシング技術を施業の集約化等に関する現地調査に効果的に活用するためのガイドラインを新たに作成します。

委託費、補助率：定額
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

1の①の事業 林野庁森林利用課 (03-3501-3845)
1の②の事業 林野庁業務課 (03-6744-2328)
2、3の事業 林野庁計画課 (03-6744-2300)

低コスト化・間伐等推進・国産材活用

- 森林情報の共有・
利活用の円滑化

森林・林業人材育成対策

【5, 978（5, 850）百万円】

対策のポイント

「緑の雇用」事業を通じた新規就業者の確保・育成等を行うとともに、森林・林業に関する高度な知識・技術を有する人材を育成します。

<背景／課題>

- ・林業の持続的かつ健全な発展を図るためには、施業集約化等の推進、低コストで効率的な作業システムによる施業の実施とともに、これらを担う人材の確保・育成が必要です。
- ・したがって、新規就業者の確保に向けた取組や研修の効率的・効果的な実施、事業体の雇用環境の改善により、間伐等の森林施業を安全かつ効率的に行える現場技能者を確保・育成するとともに、地域における森林づくりのマスタープランの作成・実行を指導できる技術者や施業集約化・森林経営計画作成を着実に実践できる能力を有する技術者の育成が重要です。

政策目標

- 新規就業者を1,200人確保（平成29年度）
- 現場管理責任者等を累計5,000人育成（平成22～32年度）
- 森林総合監理士を2,000～3,000人育成（平成32年度）
- 森林施業プランナーを2,100人認定（平成32年度）
- 民有林における森林経営計画の作成率を60%に向上（平成32年度）
- 林業労働災害死傷者数を15%以上減少（平成31年度（対平成26年度比））

<主な内容>

1. 「緑の新規就業」総合支援対策 5, 907（5, 727）百万円
（1）「緑の雇用」現場技能者育成推進事業 5, 586（5, 404）百万円

① 新規就業者の確保・育成・キャリアアップ対策

（i）就業ガイダンス、トライアル雇用による新規就業者の確保、（ii）3年間のOJT等による新規就業者の育成、（iii）現場管理責任者等へのキャリアアップ、（iv）雇用環境の改善に必要な経費を、林業事業体単位で支援します。

※1 （i）のトライアル雇用は3ヶ月、（ii）のOJTは8ヶ月を上限として研修生1人当たり9万円／月等を助成

※2 より多くの研修生（従業員）が支援の対象となるよう、指導・業務管理への支援を効率化

② 林業労働安全推進対策

林業事業体の自主的な安全活動を促進するため、労働安全の専門家による林業事業体への指導等を支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体

- （2）緑の青年就業準備給付金事業 280（280）百万円

林業への就業に向け、林業大学校等において必要な知識等の習得を行い、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年を支援します。

※就業希望者1人当たり最大150万円／年を最長2年間給付

（補助率：定額）
事業実施主体：都道府県等

(3) 多様な担い手育成事業

41(42) 百万円

林業後継者を育成・確保するため、高校生等に対する就業体験、女性林業従事者のネットワーク化、女性林業従事者の抱える問題の実態把握・解決、林業グループ活動支援等を実施します。

(委託費、補助率：定額)
(委託先、事業実施主体：民間団体)

2. 森林づくり主導人材育成対策

71(123) 百万円

(1) 森林総合監理士等技術者活動支援事業

21(一) 百万円

森林総合監理士等が行う森林法等の一部改正等を踏まえた先進的な地域活動を支援するとともに、その成果を見える化し、全国に普及させるためのネットワーク構築、大学・林業大学校等と連携した技術者の継続教育を実施します。

(委託費)
(委託先：民間団体等)

(2) 森林施業プランナー育成対策事業

50(59) 百万円

地域ごとの特性を踏まえたより実践力のある森林施業プランナーを育成するための各種研修等の実施や、全国的に一定の質を確保するための研修カリキュラム、認定基準の策定等の取組を支援します。

(補助率：定額、1/2)
(事業実施主体：民間団体)

(お問い合わせ先 :
1 (1)、(2)、2 (2) の事業
林野庁経営課 (03-3502-8048)
1 (3)、2 (1) の事業
林野庁研究指導課 (03-3502-5721))

森林・林業人材育成対策

【平成29年度予算概算決定額 5,978(5,850)百万円】

- 「緑の雇用」事業を推進し、新規就業者を確保するとともに、現場技能者として段階的・体系的に育成。
- また、施業集約化と森林経営計画作成の中核を担う「森林施業プランナー」、地域全体の森林づくりや林業活性化の構想作成、合意形成及び構想実現を支援する「森林総合監理士（フォレスター）」等の技術的水準の維持・向上。

○「緑の雇用」事業による現場技能者の育成【5,907（5,727）百万円】

■ 現場技能者の育成（「緑の新規就業」総合支援対策）間伐等の森林施業を安全かつ効率的に行える人材を確保・育成



○ 林業技術者の育成【71(123)百万円】

■ 森林施業プランナーの育成

（森林施業プランナー育成対策事業）
地域ごとの特性を踏まえたより実践力のある森林施業プランナーを育成するための各種研修等の実施、全国的に一定の質を確保するための研修カリキュラム、認定基準の策定等を支援

＜森林施業プランナー＞

施業集約化に向けて森林所有者との合意形成を図り、森林経営計画を作成

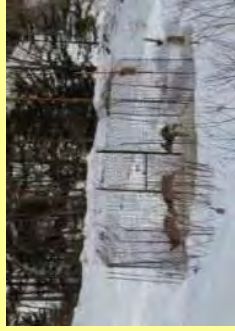


森林経営計画の作成

■ 森林総合監理士等の技術的水準の維持・向上

森林総合監理士等による、森林法等の一部改正等を踏まえた先進的な地域活動の支援、その成果の見える化、全国に普及させるためのネットワーク構築、大学・林業大学校等と連携した技術者の継続教育を実施

相談
指導
助言



効果的な鳥獣害対策技術、コンテナ苗の活用による低コスト化など地域の新たな課題に対応した研修の実施

実践的な研修を実施

ICTを利用した困い

新たな木材需要創出総合プロジェクト

【1, 218（1, 417）百万円】

対策のポイント

木材利用が低位な都市部の建築物等における木質化を推進するためのCLT等の製品・技術の開発・普及や、建築物・木製品・木質バイオマスなど様々な分野での地域材利用の拡大により、新たな木材需要を創出するとともに、これらの需要に応える地域材の安定的・効率的な供給体制を構築します。

<背景／課題>

- ・本格的な利用期を迎えた森林資源を活かし、林業・木材産業の成長産業化を図るためには、新たな木材需要の創出と、地域材の安定供給体制の構築を車の両輪として進めることが重要です。
- ・このため、特に木材利用が低位で潜在的需要が大きく見込まれる都市部の中高層建築・低層非住宅建築等をターゲットとした「都市の木質化」に向け、CLT（直交集成板）等の新たな製品・技術の開発や一般的な建築材料としての普及を進めることが必要です。
- ・平成28年度補正予算では、特に中高層建築物等への活用が期待できるCLTの普及を加速させる取組を推進しています（10億円を措置）。
- ・また、様々な分野における木材需要の拡大に向けた技術開発、調査や普及啓発等の取組を効果的に進めることが必要です。
- ・さらに、これらの木材需要に適確に対応するため、川上から川下までの関係者間による需給情報の共有化の徹底、将来的な輸出拡大に向けた森林認証制度の普及促進、民有林と国有林の連携による地域材の安定供給体制の構築を図ることが必要です。

政策目標

国産材の供給・利用量の増加

(2,400万^m（平成26年度）→4,000万^m（平成37年度））

<主な内容>

1. 都市の木質化等に向けた新たな製品・技術の開発・普及

353（365）百万円

（1）CLT等中高層建築物等の木質化に係る技術の開発・普及

コストや構造性能・居住性能に優れた、CLTの多様な活用事例を全国各地に創出する観点から、CLTを活用した普及性や先駆性が高い建築物の建築等を支援します。また、それらの成果を踏まえたCLTの活用方法の普及、CLT強度データ等の収集、中高層建築物等の木造化に向けた木質耐火部材等の開発を行います。さらに、製材用材の需要拡大に向けた新たな製品・技術の開発・普及、一般流通材による店舗等低層非住宅建築物の木造化に向けた取組を支援します。

<各省との連携>

- 国土交通省 ・ CLTの基準強度告示の充実にに向けた検討等を実施

（2）木材を利用した建築物の建設に携わる設計者の育成等の促進

中高層建築物等への木材利用を促進するため、木材を利用した建築物に携わる設計者等を育成する取組を支援します。また、木材の健康効果・環境貢献等の評価・普及の取組を行います。

2. 地域材利用促進

723(850)百万円

(1) 公共建築物等の木造化等の促進

公共建築物等の木造化・内装木質化に向けた設計段階からの技術支援等を行います。また、木造と他構造の設計を行い、両者のコスト比較などで得られたデータを地方公共団体等に幅広く情報提供することにより、木造化への誘導を促進します。

(2) 新規分野における木材利用の促進

土木分野等における全国的な実証・普及等を通じた木材利用推進の取組を支援します。

(3) 工務店等と林業・木材加工業の連携による住宅づくり等への支援

地域材の利用拡大に向けて、工務店等と林業・木材加工業が連携し、地域材のサプライチェーンの構築や木材が見えるような意匠性の高い利用など地域材利用が付加価値向上につながる住宅づくり等のモデル的な取組を支援します。

(4) 木づかい・森林づくり活動の全国的な展開

木づかいや森林づくりに対する国民の理解を醸成するための幅広い普及啓発、木育等の取組を支援します。

(5) 木質バイオマスの利用拡大

地域密着型の小規模発電や熱利用など木質バイオマス（竹を含む。）のエネルギー利用及びセルロースナノファイバー等のマテリアル利用の促進に向け、サポート体制の構築、燃料の安定供給体制の強化、技術開発等を支援します。

(6) 海外での地域材利用

海外での日本産木材の利用拡大のため、日本産木材により内装木質化したマンションモデルルームによる展示・PR等の取組を支援します。

(7) 違法伐採対策の推進

「クリーンウッド法」の施行・運用に向けて、違法伐採関連情報の提供や、木材関連事業者の登録の推進、協議会による教育・広報活動の取組を支援します。

3. 地域材の安定供給対策

141(201)百万円

(1) 需給情報共有化対策

川上から川下の関係者、国有林及び都道府県が広域的に連携し、都道府県の境界を超えた需要見通し、伐採計画、苗木の供給見通し及び原木市況に関する情報の共有化を図るため、協議会を開催します。

(2) 森林認証材普及促進対策

森林認証（FM認証・CoC認証）の取得を促進するため、協議会の設置、認証取得に向けた合意形成や認証材の分別管理マニュアルの作成等を支援します。

(3) 民国連携木材流通対策

広域的な原木流通や多様な木材需要に対応することができるよう、原木流通拠点として、国有林を核としたストックヤード整備を行い、民有林と国有林の協調出荷等の推進を通じて、地域材の安定的・効率的な木材流通体制を構築します。

補助率：定額、1/2、3/10
※1、2及び3の一部は委託
事業実施主体：国、民間団体等

お問い合わせ先：
1、2(3)、3の事業
林野庁木材産業課 (03-3502-8062)
2の事業
林野庁木材利用課 (03-6744-2120)

新たな木材需要創出総合プロジェクト

〔平成29年度予算概算決定額〕
1,218 (1,417) 百万円

背景

本格的な利用期を迎えた森林資源を活かし、林業・木材産業の成長産業化を図るためには、新たな木材需要の創出と、地域材の安定供給体制の構築を車の両輪として進めることが重要である。

実施内容

林業の成長産業化を実現するため、木材利用が低位な都市部の建築物等における木質化を推進するためのCLT等の製品・技術の開発・普及や、建築物・木製品・木質バイオマスなど様々な分野での地域材利用の拡大により、新たな木材需要を創出するとともに、これらの需要に応える地域材の安定的・効率的な供給体制を構築。

都市の木質化等に向けた新たな製品・技術の開発・普及 【353 (365) 百万円】

○特に木材利用が低位で潜在的需要が大きく見込まれる都市部の中高層建築等をターゲットとした「都市の木質化」等を推進。



CLTの汎用性拡大に向けたCLT強度データ等の収集



CLTの施工方法及びコストダウンに向けたCLTを活用した先駆的建築の支援



中高層建築物等の木造化に向けた木質耐久部材等の開発



店舗等低層非住宅建築物の木質化に向けた取組の支援



製材品の需要創出・高付加価値化等に向けた製品・技術の開発・普及



木材を利用した建築物に携わる設計者等を育成する取組の支援や木材の健康効果・環境貢献等の評価・普及

地域材利用促進 【723 (850) 百万円】

○様々な分野における木材需要の拡大に向けた技術開発、調査や普及啓発等を推進し、豊富な森林資源をフル活用。



設計段階からの技術支援や木造と他構造の設計を行い両者のコスト比較により木造化へ誘導



土木等新規分野での木材利用の実証・普及



川上と川中、川下が行う地域材利用拡大の取組や、木づかいや森林づくりに対する国民の理解を醸成する普及啓発の取組への支援



木質バイオマスの利用拡大に向けた相談窓口の設置、燃料の安定供給体制の強化、技術開発等の支援



日本産木材により内装木質化したマンションモデルルームによる展示・PR等の取組を支援



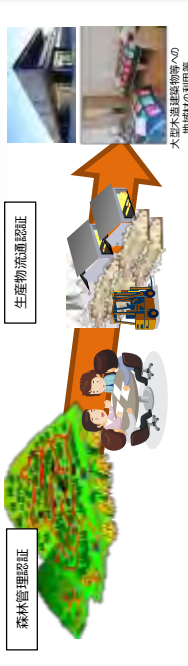
「グリーンウッド法」の施行に向け、違法伐採関連情報を提供。事業者登録の推進、協議会による教育・広報活動の取組を支援

地域材の安定供給対策 【141 (201) 百万円】

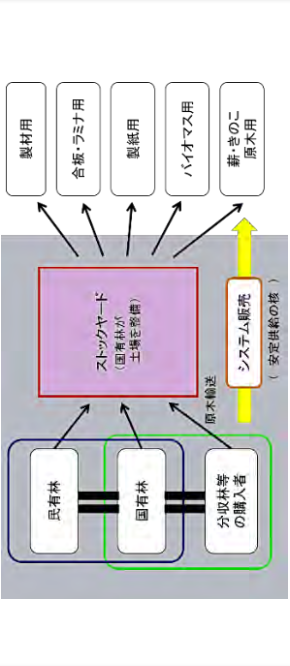
○民有林と国有林の連携等による地域材の安定的・効率的な供給体制の構築を推進。



川上から川下の関係者、国有林及び都道府県が広域に連携した協議会での、需要見通し等に関する情報の共有化



国内の森林認証・認証材の普及のため、認証取得に向けた関係者の合意形成への支援



平成37年の国産材供給・利用量4,000万³mを達成し、林業の成長産業化を実現

花粉発生源対策の推進

【463（402）百万円】

対策のポイント

花粉症の緩和に向け、スギ林の植替え及び植替えに必要な花粉症対策苗木の供給拡大を加速化させます。

<背景／課題>

- ・近年では国民の3割が罹患し国民病とも言われている花粉症は、医療費の支出、労働生産性の低下等国民経済上のマイナス要因となっています。
- ・スギの花粉症対策苗木の供給量は平成17年度の9万本から平成26年度には258万本と約30倍に増加していますが、スギ苗木供給量全体に占める花粉症対策苗木の割合はまだ約15%という状況です。
- ・このため、花粉症の緩和に向け、花粉症対策苗木の更なる供給増大を図るとともに、山元での植替えを促進することが必要です。

政策目標

スギの花粉症対策苗木の供給量
(258万本（平成26年度）→1,000万本（平成29年度）)

<主な内容>

1. 花粉発生源の植替えの促進 69（69）百万円
(1) 花粉症対策苗木への植替えの促進 50（50）百万円

花粉発生源となっているスギ林において花粉症対策苗木への植替えを促進*するため、スギの加工業者等が行う森林所有者への働きかけ等を支援します。

※ これに関連して、花粉症対策苗木の供給体制が整い次第速やかに、スギを植栽する場合には原則として花粉症対策苗木のみを森林整備事業の補助対象とすることを目指します。

- (2) スギ・ヒノキ花粉飛散量推定等の推進 19（19）百万円

スギ・ヒノキの花粉発生源推定のための雄花着生状況調査及び実証調査を支援します。また、森林所有者等に対し、花粉発生源対策に係る普及啓発活動を支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体等

2. 花粉症対策苗木の需要・供給の拡大 365（325）百万円

- (1) 生産体制の整備

- ① 花粉発生源対策採種園の整備等 82（87）百万円

花粉症対策品種等の苗木の生産を目的とした採種園等の造成・改良や人工交配に関する技術研修等を推進します。

- ② コンテナ苗生産基盤施設等の整備 249（219）百万円

花粉症対策に資するコンテナ苗等を大量に供給するため、苗木保冷库を含む苗木生産施設等の整備を支援します。

（補助率：定額、1／2）
事業実施主体：国、都道府県、認定特定増殖事業者、事業協同組合
農業協同組合、森林組合、民間団体等

(2) 花粉症対策苗木の普及

- ① 花粉症対策苗木の供給拡大 17(19)百万円
花粉症対策品種等の優良種苗の供給拡大のために、全国各地で苗木生産者を対象とした技術研修、巡回指導を支援します。
- ② 花粉発生源対策促進事業 (農山漁村地域整備交付金で実施)
101,650(106,650)百万円の内数
花粉症対策苗木に対する需要の喚起を図るため、スギ人工林等の花粉発生源となっている森林を対象として、花粉発生源の立木の伐倒・除去及び花粉症対策苗木等の植栽に必要な経費の一部を支援します。
- ③ スギ雄花着花特性検査の高度化 17(―)百万円
スギの雄花着花特性を短期間かつ高精度で判定できる検査手法の確立を支援します。

(補助率(国費率):定額、3/10)
事業実施主体:都道府県、民間団体等)

3. 花粉飛散防止技術の開発(スギ花粉飛散防止剤の林地実証試験)

29(―)百万円

花粉飛散防止剤の実用化に向け、ヘリコプターによる液剤の林地散布を実施し、空中散布の基本技術を確立するとともに、花粉飛散防止効果に関するデータの収集を支援します。

(補助率:定額)
事業実施主体:民間団体等)

お問い合わせ先:

1、2(2)③、3の事業	林野庁森林利用課	(03-3501-3845)
2(1)②、2(2)①の事業	林野庁整備課	(03-3591-5893)
2(2)②の事業	林野庁整備課	(03-3502-8065)
2(1)①の事業	林野庁研究指導課	(03-6744-2312)

花粉発生源対策の推進

【平成29年度予算概算決定額 463(402)百万円】

【背景／課題】

スギ花粉症は国民の3割が罹患しているといわれており、花粉発生源対策の推進が必要。これまで少花粉スギ等の花粉症対策品種の開発・生産拡大等に取り組んできたが、スギ苗木供給量全体に占める花粉症対策苗木の割合はまだ約15%という状況。

【対策のポイント】

花粉症の緩和に向け、スギ林の植替え及び植替えに必要な花粉症対策苗木の供給拡大を加速化。

1. 花粉発生源の植替えの促進

○スギの加工業者等が行う森林所有者への働きかけ等を支援



○花粉発生源推定のための調査
○花粉発生源に係る普及啓発活動



2. 花粉症対策苗木の需給拡大

○採種園等の造成・改良等



○コンテナ苗生産施設等の整備を支援



○生産技術習得・向上の取組を支援



○花粉症対策品種の検査手法の改善



＜着花促進処理による若齢木の花の着花＞

○花粉症対策苗木に対する需要の喚起を図るため、花粉発生源の立木の伐倒・除去及び花粉症対策苗木等の植栽を支援



3. 花粉飛散防止技術の開発

○スギ花粉飛散防止剤の林地実証試験



＜花粉飛散防止剤により枯死した雄花＞

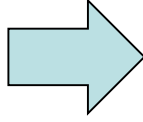
【目標】

スギの花粉症対策苗木

供給量

258万本

(平成26年度)



1,000万本

(平成29年度)

森林・山村多面的機能発揮対策

【1, 700（2, 462）百万円】

対策のポイント

森林の有する多面的機能の発揮に向け、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を、市町村等の協力を得て支援します。

<背景／課題>

- ・森林の有する多面的機能を発揮するためには、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠ですが、**林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化により森林の手入れを行う地域住民が減少し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られます。**
- ・そのため、地域住民等による**森林の手入れ等の共同活動への支援を行うことが必要**です。

政策目標

- 平成33年度までに、自立的に森林整備等の活動を行う団体を2, 600団体に増やす。
- 平成33年度までに、各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合を80%とする。

<主な内容>

1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 1, 685（2, 452）百万円
地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して行う以下の取組について、地方公共団体による支援のあるものを優先的に支援します。また、採択に当たっては、会費徴収などの財政的な基盤がある団体であることなどを要件とします。
 - (1) メインメニュー
地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して行う、以下の取組に対し、一定の費用を国が支援。
 - ア 地域環境保全タイプ
集落周辺の美しい里山林を維持するための景観保全・整備活動、松林の健全性を維持するための保全活動、風倒木や枯損木の除去、集積、処理。
高密に侵入したモウソウチク等の侵入竹の伐採・除去や利用に向けた取組。
 - イ 森林資源利用タイプ
集落周辺の里山林に賦存する広葉樹等の森林資源を木質バイオマス、炭焼き、しいたけ原木等及び伝統工芸品原料に活用することを目的とした樹木の伐採、玉伐り、搬出等。
 - (2) サイドメニュー
メインメニューと組み合わせることにより実施が可能。
 - ア 教育・研修活動タイプ
森林環境教育及び森林施業技術の向上に向けた研修活動等。
 - イ 森林機能強化タイプ
事業の円滑な実施や森林の多面的機能の維持・発揮に必要な路網や歩道の補修・機能強化、鳥獣害防止施設の改良・補修活動。
 - ウ 機材及び資材の整備
上記(1)のア、イ及び(2)のイの活動の実施に必要な機材及び資材の整備。

補助率：定額、1／2、1／3以内（一活動組織当たりの単年度の交付額の上限は500万円）
事業実施主体：都道府県・市町村・学識経験者・関係団体等から構成される地域協議会、都道府県

[平成29年度予算の概要]

2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 15(10)百万円

森林・山村多面的機能発揮対策交付金による活動の成果を評価・検証するとともに、各地域協議会、活動組織を集めた活動内容の報告・意見交換会を開催します。また、新たに、活動の成果を評価・検証するためモニタリング調査等を行います。

(委託費)
(委託先：民間団体)

[お問い合わせ先：林野庁森林利用課 (03-3502-0048)]

森林・山村多面的機能発揮対策(平成29年度～平成33年度)

【平成29年度概算決定額 1,700(2,462)百万円】

背景

森林の有する多面的機能の発揮には、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠だが、林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化により森林の手入れを行う地域住民が減少し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られる。

事業

地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して実施する里山林の保全、森林資源の利活用など、以下の取組を支援。

【・補助率：定額・1活動組織当たりの交付上限額：500万円】

【見直しのポイント】

〈採択に係る改善点〉

- 1 現場実態を踏まえた優先順位
(1) 長期にわたって手入れをされていない里山林を優先的に採択
(2) 活動組織が、市町村と事前に協議し、活動内容の有効性等を市町村が確認する仕組みを設定
- 2 活動の持続性
活動組織は、①会費を徴収するなど財政的な基盤があり、②安全研修を計画しているなど一定の安全技術の向上が期待できる組織のみを採択
- 3 地方公共団体による支援
地方公共団体による支援(国・地方の割合は原則3:1)のある活動を優先的に採択

〈支援内容の改善点〉

- 4 教育・研修活動タイプ及び森林機能強化タイプは単独では実施せず、地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプと組み合わせて実施

〈評価に係る改善点〉

- 5 活動組織が設定する成果目標について国がガイドラインを示して客観的・定量的な目標を設定

評価検証事業受託者：民間団体

上記の活動の検証等

【事業の内容】

【交付金】

国

地域協議会：都道府県、市町村、学識経験者、関係団体等で構成

交付金の管理、森林のマッチング、各種研修等の実施、資機材貸与等活動組織の持続的な体制を支援

【協議】

市町村

活動組織：地域住民、自伐林家等で構成

活動対象森林や活動内容の有効性等を市町村が判断

支援対象となる活動組織の活動内容例

メインメニュー

地域環境保全タイプ



里山林景観を維持するための活動
12万円/ha(16万円/ha)



侵入竹の伐採・除去活動
28.5万円/ha(38万円/ha)

森林資源利用タイプ



しいたけ原木などとして利用するための伐採活動
12万円/ha(16万円/ha)

サイドメニュー(メインメニューと組み合わせて実施)

- ・教育・研修活動タイプ
森林環境教育の実践。
3.8万円/回(5万円/回)：年度内の上限12回
- ・森林機能強化タイプ
路網の補修・機能強化等。
800円/m(1000円/m)
- ・活動の実施に必要な機材及び資材の整備
1/2(一部1/3)以内

※注()の単価は地方公共団体による支援を含めた単価
自ら設定する成果目標に基づき活動組織が事業の自己評価を実施

活動の成果の検証(モニタリング調査等を含む)

地域協議会、活動組織等を集めた報告・意見交換会

鳥獣被害防止対策の推進

【9, 650（9, 659）百万円】

対策のポイント

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者一体の被害対策の取組や施設整備、ジビエ活用の推進、新技術の導入実証等を支援します。

<背景／課題>

- ・野生鳥獣の増加・拡大のため、農作物被害金額は年間約200億円となっています。
- ・野生鳥獣による被害は、経済的被害のみならず、営農・林業経営意欲の減退や耕作放棄地の増加、森林の生物多様性の損失や土壌流出等の一因ともなっており、シカ、イノシシ、サルの生息数等の半減の目標達成に向け、地域の実情に応じた対策が不可欠となっています。
- ・このため、鳥獣被害対策実施隊の設置促進・活動強化など、捕獲に重点化した取組や必要な施設の整備等を効果的・効率的に推進する必要があります。
- ・さらに、増加する捕獲個体の適切な処理を推進する観点から、ジビエの全国的な需要拡大など、利活用の取組を推進することが重要です。

政策目標

- 鳥獣被害対策実施隊の設置数を1,200に増加（平成32年度）
- 野生鳥獣を約60万頭捕獲*（平成29年度）（本事業によるシカ、イノシシの捕獲数の合計）
- 野生鳥獣の食肉等への利用率を向上
（約14%（平成26年度）→30%（平成30年度）（捕獲個体のうち、利用される頭数の割合））

※ 平成24年度397万頭（シカ、イノシシ生息数推計）を平成35年度までに210万頭とするための平成29年度の捕獲目標

<主要内容>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 9, 500（9, 500）百万円

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援します。具体的には、

- ・侵入防止柵*、処理加工施設、捕獲技術高度化施設等の整備

※ 電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。

- ・捕獲機材の導入、追い払い等の地域ぐるみの被害防止活動
- ・捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた実証
- ・捕獲活動の取組
- ・地域の指導者や被害対策の中核となるコーディネーターの育成等の取組

等へ支援するとともに、ジビエの流通量確保と全国的な需要拡大のため、捕獲者から需要者までの関係者が一体となった普及啓発活動や情報共有体制の構築等の取組を支援します。

（交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：地域協議会、民間団体等）

2. シカによる森林被害緊急対策事業 150（159）百万円

市町村が設定する鳥獣害防止森林区域等におけるシカ被害や予防の対策を推進するため、シカによる森林被害が深刻な地域等において、林業関係者が主体となった広域かつ計画的な捕獲等をモデル的に実施するほか、監視体制の強化を図ります。

（補助率：定額
事業実施主体：国、都道府県等）

<各省との連携>

- 環境省 ・指定管理鳥獣捕獲等事業交付金により、都道府県によるシカ・イノシシの捕獲及びその担い手育成等の取組を支援
- 内閣府 ・地方創生推進交付金により、地方公共団体による地域資源としてジビエを利活用するための体制構築等の取組を支援

お問い合わせ先：

- 1の事業 農村振興局農村環境課鳥獣対策室（03-3591-4958）
- 2の事業 林野庁研究指導課森林保護対策室（03-3502-1063）

鳥獣被害防止対策の推進

鳥獣被害防止総合対策交付金

【平成29年度予算概算決定額:9,500(9,500)百万円】

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止のための取組や施設の整備、ジビエ活用取組等を支援します。

ハード対策

○侵入防止柵等の被害防止施設

※侵入防止柵を自力施工する場合、資材費相当分を定額支援。なお、電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。

○鳥獣の食肉(ジビエ)等への処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設(射撃場)

【事業実施主体】

地域協議会、地域協議会の構成員

【交付率】

都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

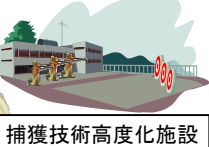
(※条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内。その他、条件により、一部定額支援あり)



侵入防止柵



処理加工施設



捕獲技術高度化施設

ソフト対策

○鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動

(※実施隊、民間団体、新規地区が取り組む場合、定額支援(市町村当たり200万円以内等))

○捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた新技術実証

(※実施隊が取り組む場合、それぞれ市町村当たり100万円以内等を定額支援)

○都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動等の取組

(※都道府県の取組に対して、都道府県当たり2,300万円以内を定額支援)

○捕獲活動経費の直接支援

(※獣種等に応じて捕獲1頭当たり8,000円以内等を支援)

○鳥獣被害対策の地域リーダーや対策の中核となるコーディネーター育成等のための研修

(※定額支援)

○ジビエの流通量の確保や需要拡大のための普及啓発活動、関係者間の情報共有等の取組

(※ジビエコンソーシアムの取組に対して定額支援)

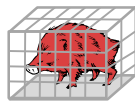
【事業実施主体】

地域協議会、民間団体 等

【交付率】

都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

(※条件により、一部定額支援あり)



捕獲機材の導入



実施隊への研修



ジビエ活用の推進

シカによる森林被害緊急対策事業

【平成29年度予算概算決定額: 150(159)百万円】

鳥獣害防止森林区域等におけるシカ被害や予防の対策を推進するため、シカによる森林被害が深刻な地域等において、広域的な捕獲等をモデル的に実施するほか、監視体制の強化を図ります。

(1) 緊急捕獲等の実践

【事業内容】

シカ被害の深刻な地域において、市町村や森林管理署等から構成される広域の協議会が計画を策定し、地域の連携により囲いわな等による捕獲や、防護柵設置等の防除活動を実施。



囲いわなによる捕獲

(2) 監視強化のための行動把握

【事業内容】

シカの侵入が危惧される地域等において、監視体制の強化を図るため、GPS首輪による行動追跡調査、自動撮影カメラによるシカの出没状況の調査等を実施。



GPS首輪を用いた行動追跡調査

【事業実施主体】国、都道府県等

【補助率】定額

持続的な森林・林業経営対策

【1, 040 (1, 104) 百万円】

対策のポイント

- ・施業の効率化を目指す技術開発等により、林業の技術革新を推進します。
- ・持続的な森林・林業経営の実現に向け、特用林産物の生産を振興します。
- ・林業者等の資金調達の円滑化等を推進します。

＜背景／課題＞

- ・本格的な利用期を迎えた森林資源を活かし、持続的な森林・林業経営対策を確立するためには、低コストで効率的な作業システムの確立が不可欠です。
- ・林業の収益性の向上や木材需要に対応した原木の安定供給等を着実に推進するため、作業システムの生産性・安全性を向上する林業の技術革新が必要です。
- ・山村地域の重要な収入源であるきのこ類、竹等の特用林産物の生産振興のため、供給力の向上と需要の創出について、総合的に取り組むことが重要です。

政策目標

- 高性能林業機械を使用した素材生産量の割合
(約6割(平成26年度)→7割(平成32年度))
- 国産きのこ類の生産量
(456千トン(平成25年)→459千トン(平成37年))

＜主な内容＞

1. 林業技術革新プロジェクト 133 (150) 百万円
 - (1) 森林作業システムの高度化 128 (144) 百万円
森林作業道作設オペレーターや高度な架線集材技能者の育成、素材や木質バイオマスの生産を効率化する林業機械の開発・改良等を実施します。
 - (2) 低コスト造林技術実証・導入促進事業 5 (6) 百万円
伐採・地ごしらえ・植栽等の一体化による低コスト造林技術等を実証してデータを収集・整理し、導入促進に向けたノウハウの提案等を行います。

(委託費)
(委託先：民間団体等)
2. 地域林業・木材産業機械設備リース導入支援事業 141 (215) 百万円
効率的かつ低コストな木材生産を行うための高性能林業機械、品質・性能の確かな木材製品を安定供給するための木材加工設備、地域林業の多様な担い手の育成を促進するための小型林業機械等のリースによる導入を支援します。

(補助率：事業実施主体へは定額(借受者へはリース物件の1/10以内))
(事業実施主体：民間団体)
3. 特用林産振興総合対策事業 33 (25) 百万円
 - (1) 特用林産物の供給力向上 24 (16) 百万円
原木需給情報の収集・分析、活用可能なコナラ林の賦存状況の詳細調査等を支援するとともに、効率的な竹林施業に資する伐採機械等の開発、低コスト伐採・集材システムの構築等をモデル的に支援します。

(補助率：定額、1/2以内)
(事業実施主体：民間団体、林業者の組織する団体等)
 - (2) 特用林産物の新需要創出 9 (9) 百万円
特用林産物の新たな需要の創出に向け、新規用途の開拓や付加価値の向上など品目ごとの具体的な課題の早期解決を図るための実証的な取組を支援します。

(補助率：1/2以内)
(事業実施主体：民間団体)

4. 林業金融対策 732(714)百万円
 (1) 利子助成による施設整備等の促進 471(454)百万円

木材の安定供給体制の構築を推進するため、林業の経営改善や木材の生産・加工・流通の合理化に取り組む林業者等に対し、**最大2%の利子助成**を行います。

〔林業施設整備等利子助成事業 融資枠：80億円
 補助率：定額
 事業実施主体：全国木材協同組合連合会〕

(2) 木材加工設備導入等利子助成支援事業 5(4)百万円

製材工場等の川中事業者を対象として、木材製品の高付加価値化等を図るための加工設備導入や安定供給体制構築のための**山林取得等**に対し、利子助成を行います。

〔補助率：1/2、2/3、定額
 事業実施主体：全国木材協同組合連合会〕

(3) 信用保証の基盤強化 256(256)百万円

林業者等の資金調達を円滑化するため、債務保証によって発生する**代位弁済費の一部**に対して支援を行うことにより、**保証料負担の軽減**を図ります。

〔木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業
 補助率：定額
 事業実施主体：独立行政法人農林漁業信用基金〕

お問い合わせ先：		
1 (1) の事業	林野庁研究指導課	(03-3501-5025)
1 (2) の事業	林野庁整備課	(03-3502-8065)
2、3 の事業	林野庁経営課	(03-3502-8048)
4 (1)、(3) の事業	林野庁企画課	(03-3502-8037)
4 (2) の事業	林野庁木材産業課	(03-6744-2292)

森林病虫害等被害対策事業

【718（869）百万円】

対策のポイント

森林病虫害等による被害対策として必要な取組を実施します。引き続き、東北地方等において、農林水産大臣の命令による防除対策等を推進します。

<背景／課題>

- 我が国の森林資源を循環利用して林業の成長産業化を実現するためには、森林に重大な損害を与える森林病虫害等の被害対策を的確に実施する必要があります。

政策目標

保全すべき松林の被害率を全国的に1%未満の「微害」に抑制
(平成29年度)

<主な内容>

1. 森林害虫駆除事業委託

197（197）百万円

東北地方における松くい虫被害の拡大の未然防止、佐渡におけるトキの営巣木等の保全を図るため、農林水産大臣の駆除命令による伐倒駆除等や、薬剤防除自然環境等影響調査等を実施します。

（委託費）
委託先：都道府県

2. 森林病虫害等防除損失補償金

2（2）百万円

農林水産大臣の命令を受けて伐倒を行うことにより通常生ずべき損失額に相当する金額及び薬剤による防除又ははく皮、焼却の措置を行うのに通常要すべき費用に相当する金額等を補償します。

（事業実施主体：国）

3. 森林病虫害等防除事業費補助金

519（670）百万円

（1）被害拡大地域対策事業（松くい虫防除）

従来被害がなかった地域で新たな被害が発生している高緯度・高標高地域等における松くい虫防除対策を実施します。

（2）環境に配慮した松林保全対策事業

天敵微生物等を用いた伐倒駆除等、松林や周辺的环境に配慮した防除対策を実施します。

（3）政令指定病虫害等防除事業

せん孔虫類、食葉性害虫、のねずみ等による被害のまん延を防止するための防除対策並びにナラ枯れ被害対策の防除措置を実施します。

（補助率：1／2（（3）ののねずみは北海道3／8それ以外1／3）
事業実施主体：都道府県、市町村、地域協議会）

[お問い合わせ先：林野庁研究指導課（03-3502-1063）]

森林景観を活かした観光資源の創出事業

【100（一）百万円】

対策のポイント

山村地域に対する観光需要の拡大を図るため、国有林の「レクリエーションの森」のうち、特に魅力的な自然景観を有する等、観光資源としての活用の推進が期待される箇所をモデル箇所として選定し、情報発信や重点的な環境整備等を実施することにより、「レクリエーションの森」を核とした観光地域づくりの取組を推進します。

<背景／課題>

- ・「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえ、政府が一体となってインバウンドをより一層推進するための取組が必要となっており、山村地域においても、インバウンド需要を呼び込むことが課題となっています。
- ・林野庁では、これまで、優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察等に適した国有林を「レクリエーションの森」として設定し、国民に保健休養の場として提供してきていますが、これを山村地域における観光資源として活用し、需要の拡大を図るために、観光客が快適に森林を楽しむための環境整備や長時間滞在できるプログラムの充実、外国人観光客を含む旅行者へのPRの展開が必要となっています。

政策目標

- 「レクリエーションの森」の100箇所について情報発信や重点的な環境整備等を実施します。（平成29～31年度）
- 重点整備された「レクリエーションの森」の利用者数を50%以上増やします。（平成29～31年度）

<主な内容>

国有林野の観光資源としての活用推進

100（一）百万円

全国の「レクリエーションの森」のうち、特に魅力的な自然景観を有する等の観光資源としてのポテンシャルや地元の実行体制、観光に関する他の施策との連携の観点からモデル箇所を選定し、多言語による情報発信や、修景伐採や施設整備等の環境整備等、重点的な取組を推進します。

（ 国費率：10/10
事業実施主体：国 ）

※このほか、地域の関係者が連携して実施する森林体験プログラムの作成やガイドの育成等及び森林体験の実施に必要な施設の整備等について、農山漁村振興交付金により支援します。

[お問い合わせ先：林野庁経営企画課 （03-6744-2323）]

森林景観を活かした観光資源の創出

【平成29年度予算概算決定額 100(－)百万円】

背景

『明日の日本を支える観光ビジョン』
(H28. 3. 30)

→ 観光先進国の実現に向け、政府一丸、国民を挙げて、常に先手を打って攻める必要

国有林の「レクリエーションの森」※などの森林景観を観光資源として活用し、山村地域にインバウンド需要を呼び込む必要！

レクリエーションの森における課題

- ① 観光客が快適に森林を楽しむための環境整備が不足
- ② 観光客に長時間・数日間滞在してもらうためのプログラムがない
- ③ 外国人観光客を含む旅行者へのPRが不足

魅力向上のための

重点的な「磨き上げ」が必要

【モデル箇所を選定し、重点的に整備】

※ レクリエーションの森

優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した国有林を「レクリエーションの森」として設定し、国民に保健休養の場として提供



屋久島自然休養林

宇品山自然観察教育林

層雲峡風致探勝林

1 モデル箇所の選定

豊かな森林景観など観光資源としてのポテンシャルや地域の観光推進に向けた実施体制等のメルクマールにより「レクリエーションの森」を評価

重点箇所
選定

※重点箇所においては、森林体験プログラムの作成やガイドの育成等の観光振興に資する取組の実施を想定。

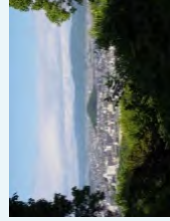
2 事業の実施

国有林野の観光資源としての活用推進事業

- 「レクリエーションの森」のうち、選定されたモデル箇所において、多言語による情報発信や、修景伐採や施設整備等の環境整備を重点的に実施
- 観光利用状況把握と対策効果検証のための調査を実施



木道整備



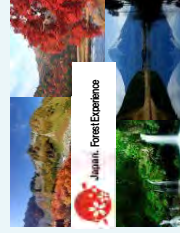
修景伐採



多言語看板整備



多言語パンフレット作成



多言語ウェブサイト整備

- このほか、地域の関係者が連携して実施する森林体験プログラムの作成やガイドの育成等及び森林体験の実施に必要な施設の整備等について、農山漁村振興交付金により支援します。

対象地域のイメージ

京都・奈良等の外国人観光客の多い古都の森林

- 歴史的・文化的に重要な寺仏閣と一体的な景観を形成する森林



社寺と背景林

眺望を阻害している森林

- 森林景観の整備を実施することにより、さらなる観光客が見込まれる

アイス文化復興に資する森林空間の整備

- アイス文化の継承・創造発展の拠点地であるポロト湖周辺の『民族共生象徴空間』に位置する自然休養林



ポロト湖畔

壊れた遊歩道

- 林内において看板等の施設を整備することにより、観光地としての魅力向上が期待される。

「農泊」の推進

【5, 000（－）百万円】

対策のポイント

持続的なビジネスとしての「農泊」を推進することにより、農山漁村の所得向上を実現し、農山漁村の活性化を図ります。

＜背景／課題＞

- ・平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「滞在型農山漁村の確立・形成」が位置付けられ、滞在を伴うインバウンド需要を農山漁村に呼び込む「農泊」※1の推進を図ることとされています。
- ・「農泊」を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、ゴールデンルートに集中しているインバウンドを含めた旅行者を農山漁村に呼び込み、宿泊者数や農林水産物の消費拡大を図ることが重要です。
- ・このため、「農泊」をビジネスとして実施するための現場実施体制の構築、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組（農林漁業体験プログラム等の企画、古民家等を活用した滞在施設等の整備）、優良地域の国内外へのプロモーションに対する支援を行うため、農山漁村振興交付金に農泊推進対策を新設し、観光庁等とも連携しつつ「農泊」を推進していきます。

※1 「農泊」とは、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在（農山漁村滞在型旅行）のこと。

政策目標

平成32年度までに、農泊地域※2を500地域創出することにより、取組地域の自立的発展と農山漁村の所得向上を目指す。

※2 農泊地域とは、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持っている地域

＜主な内容＞

1. 農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の構築や取組地域への人材派遣、地域に眠っている資源の魅力ある観光コンテンツとしての磨き上げ等の取組や古民家等を活用した滞在施設等の整備、優良地域の国内外へのプロモーションなど、農泊地域を創出し、取組地域の自立的発展と農山漁村の所得向上を図るために必要なソフトとハードの取組を一体的に支援。

2. 農泊推進関連対策

市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における地域間交流の促進等を行うために必要な農産物販売施設等の整備を推進し、「農泊」に取り組む地域への集客力等を高める取組を支援。

（ 交付率：定額、1／2
事業実施主体：市町村、地域協議会、地域再生推進法人等 ）

（ お問い合わせ先：
1 の対策 農村振興局都市農村交流課 （03－3502－5946）
2 の対策 農村振興局地域整備課 （03－3501－0814） ）

森林整備事業（公共）

【120, 313（120, 286）百万円】

対策のポイント

森林吸収量の確保に向け施業の集約化や森林整備の低コスト化を図り、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を推進するほか、条件不利地等における森林整備を推進します。

<背景／課題>

- 我が国の豊富な森林資源を循環利用し、安定的な木材の供給体制の構築に資するとともに、地球温暖化防止対策としての森林吸収量3.5%の確保に向け、施業の集約化を図り、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を推進するほか、鳥獣害防止施設の整備等を推進する必要があります。

政策目標

森林吸収量の算入上限値3.5%（平成2年度比）の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）

<主な内容>

- 施業の集約化を図り、間伐やこれと一体となった路網の整備、主伐後の再造林等を推進します。その際、鳥獣害防止施設の設置・改良や、伐採と造林の一貫作業システムの導入等を通じた森林整備の低コスト化を進めながら健全な森林の育成を推進します。

森林環境保全直接支援事業 23, 194（23, 820）百万円
林業専用道整備対策 10, 733（10, 731）百万円
国費率：10／10、1／2、3／10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者等

- 奥地水源林や台風等の気象害を受けた森林等であって、所有者の自助努力によっては適正な整備ができない森林において、公的主体による間伐や針広混交林への誘導、被害森林の整備などを推進します。

環境林整備事業 3, 200（2, 643）百万円
水源林造成事業 24, 845（24, 845）百万円
国費率：10／10、3／10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、国立研究開発法人森林研究・整備機構等

お問い合わせ先：
林野庁整備課（03－6744－2303（直））

平成29年度森林整備事業 について

平成29年度予算概算決定額：1,203億円（1,203億円）

森林吸収量の確保

- 京都議定書第2約束期間において森林吸収量3.5%（平成2年度比）を目指す
- 新たな枠組（パリ協定）のもとでも十分に貢献できるよう森林吸収源対策を着実に実施

「地球温暖化対策計画」

（平成28年5月閣議決定）
森林吸収量の目標の達成を図るため、分野横断的な施策を含め、健全な森林の整備等の施策に総合的に取り組む。

「経済財政運営と改革の基本方針2016」

（平成28年6月閣議決定）
森林吸収源対策のための必要な施策を着実に推進する。

森林資源の循環利用の推進

- 本格的な利用期を迎えた森林資源
- 森林の持つ多面的機能の維持・向上を図りつつ、資源の循環利用の推進により林業を成長産業として確立

「日本再興戦略」改訂2016

（平成28年6月閣議決定）
国産原木の弱みである小規模・分散的な供給を改善し、大ロットで安定的・効率的な供給が可能となるよう、引き続き、森林境界・所有者の明確化、地理空間情報とICTの活用による森林情報の把握、路網の整備、高性能林業機械の開発・導入等や計画的な森林整備を推進する。

「経済財政運営と改革の基本方針2016」

（平成28年6月閣議決定）
「森林・林業基本計画」に基づき、豊富な森林資源を循環利用しつつ、地方創生にもつながるCLTやCNF等の新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等を推進する。

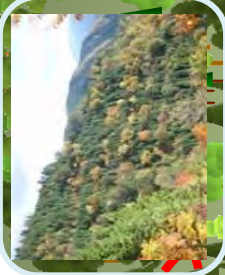
- 改正森林法もふまえ、奥地水源林の整備や鳥獣被害対策等を強化

地球温暖化防止等の多面的機能の発揮

奥地水源林等における 公的森林整備等の実施

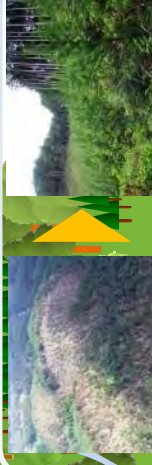
所有者の自助努力によっては適正な整備が期待できない森林について、公的主体により間伐や針広混交林への誘導、台風等による被害森林における森林整備を推進

奥地水源林の針広混交林化



水源涵養機能を
維持発揮

気象害による被害森林の整備

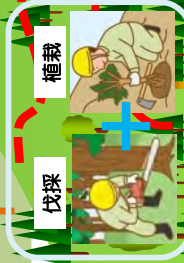


シカ等の鳥獣被害対策の実施

鳥獣害防止施設の改良を含めた整備

森林整備の低コスト化

伐採と造林の一貫作業
システムの導入など



間伐や再造林、路網整備の実施

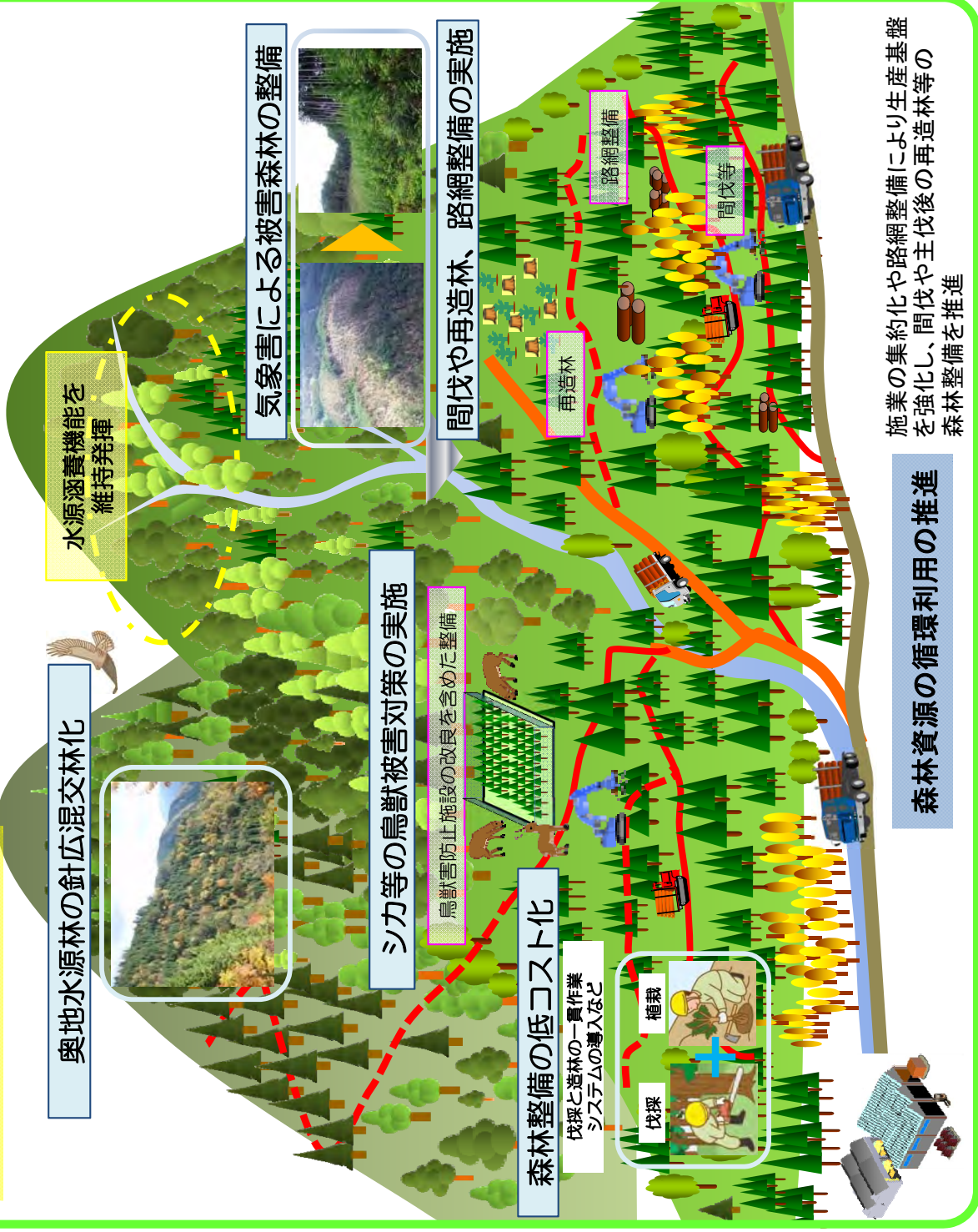
再造林

路網整備

間伐等

森林資源の循環利用の推進

施業の集約化や路網整備により生産基盤を強化し、間伐や主伐後の再造林等の森林整備を推進



治山事業（公共）

【59,736（59,723）百万円】

対策のポイント

自然災害に対する山地防災力の強化に向け、荒廃山地の復旧整備とともに、保安林の水土保持機能の強化等による事前防災・減災対策を推進します。

<背景／課題>

- ・地震・集中豪雨等による山地災害が各地で頻発しており、国民の生命・財産を守るため、治山対策を推進する必要があります。
- ・森林・林業基本計画において、地域の安全性向上に資するため、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進するとされていることを踏まえ、人工林の針広混交林化による水土保持機能の強化を図る必要があります。

政策目標

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加
(5.5万集落（平成25年度）→5.8万集落（平成30年度）)

<主な内容>

1. 激甚な災害に対し、崩壊箇所の調査や土石流の流下を防ぐ緊急的な対応を治山施設の設置等と一体的に実施するとともに、再度災害防止のため一定の計画に基づき、緊急かつ集中的に行う復旧整備の実施期間を延長し、計画的に着実な復旧を図ります。

復旧治山事業	20,595（21,074）百万円
防災林造成事業	2,745（2,720）百万円
治山等激甚災害対策特別緊急事業	1,719（716）百万円
国費率：10／10、1／2、5.5／10等	
実施主体：国、都道府県	

2. 地震・集中豪雨等に対する山地防災力の強化のため、荒廃山地の復旧整備を実施するとともに、保安林の針広混交林化による水土保持機能の強化や予防治山対策により事前防災・減災対策を推進します。

復旧治山事業（再掲）	20,595（21,074）百万円
民有林直轄治山事業	11,072（11,065）百万円
水源地域等保安林整備事業	7,951（8,046）百万円
緊急予防治山事業	2,505（2,500）百万円
国費率：10／10、1／2等	
事業実施主体：国、都道府県	

3. 情報化施工などの先進技術等の定着・普及を図り、治山事業の省力化・効率化を推進します。

復旧治山事業（再掲）	20,595（21,074）百万円
地すべり防止事業	3,493（4,115）百万円
国費率：10／10、1／2等	
実施主体：国、都道府県	

[お問い合わせ先：林野庁治山課（03-6744-2308）]

治山対策の推進（平成29年度予算の概要）

平成29年度予算概算決定額：597億円（597億円）

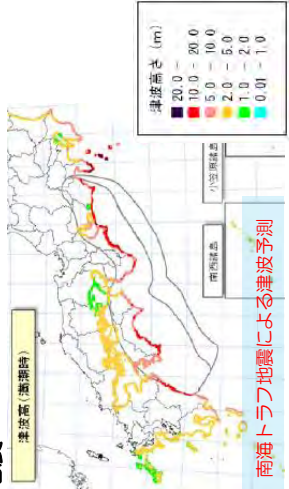
山地災害発生リスクの高まり

○集中豪雨



- ・近年、局地化・激甚化した集中豪雨が頻発し、激甚な山地災害が発生
- ・地球温暖化により、山地災害発生リスクの上昇が予測されており、気候変動適応策としての治山対策が重要

○地震



- ・平成28年熊本地震では大規模な山腹崩壊が発生
- ・南海トラフ地震等による広域にわたる津波と地震動も予測

○火山噴火



- ・全国各地で火山が噴火するなど、火山活動が活発化

平成29年度予算の重点施策

○激甚な災害からの早期復旧



- ・激甚な災害の発生時、崩壊箇所の調査や、土石流センサーの設置等を、治山施設の整備等と一体的に実施
- ・激甚な災害に対応するための治山等激甚災害対策特別緊急事業の実施期間の延長
- ・民有林直轄治山事業等による大規模荒廃地の復旧を実施

○事前防災・減災対策の推進

＜奥地水源林等の整備＞



- ・荒廃森林の整備を治山施設の整備と一体的に実施
- ・下層植生が消失し、土壌が流出している保安林で「林床植生の整備」を実施

＜予防治山対策の実施＞



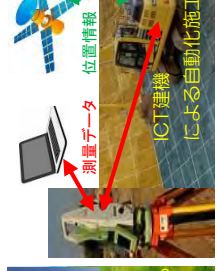
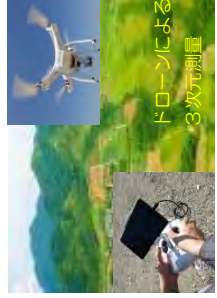
- ・山地災害危険地区等において、山地災害による被害を防止軽減するための治山施設等を整備

○流木災害の防止



- ・施設整備と荒廃森林の整備の一体的な実施による流木災害防止対策

○先進技術等の活用の推進



- ・先進技術等の定着・普及を図り、省力化・効率化を推進

○治山施設の長寿命化対策



- ・既存施設の点検・診断や補修、機能強化などの長寿命化対策を実施

○海岸防災林の整備・保全



- ・南海トラフ地震等に備えた海岸防災林の整備・保全

農山漁村地域整備交付金（公共）

【101,650（106,650）百万円】

対策のポイント

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<背景／課題>

- ・地域の特色を活かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、生産現場の強化につながる農林水産業の基盤整備を進めることが重要です。
- ・また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応するためには、防災・減災対策を推進することが必要です。
- ・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、強い農林水産業のための基盤づくりを推進する必要があります。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 二酸化炭素の森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備
- 海岸堤防等の整備率69%（平成32年度）

<主な内容>

1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。
農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等
森林分野：予防治山、路網整備等
水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等
3. 国から都道府県に交付金を交付し、都道府県は自らの裁量により地区毎に配分できます。また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。
（水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。）

国費率：1／2等
事業実施主体：都道府県、市町村等

お問い合わせ先：
農業農村分野に関すること
農村振興局地域整備課（03-6744-2200）
森林分野に関すること
林野庁計画課（03-3501-3842）
水産分野に関すること
水産庁防災漁村課（03-3502-5304）

農山漁村地域整備交付金

- 農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要。
- 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。

交付金の仕組みと特徴

「農山漁村地域整備計画」を都道府県、市町村が策定して実施

農業農村基盤整備

+

森林基盤整備

+

水産基盤整備

+

海岸保全施設整備

地域の自主性に基づき、農・林・水にまたがる広範かつ多様な事業を自由に選択
(都道府県が各地区に予算を配分)
(関係事務の一本化・統一化)

農山漁村地域整備と一体となって、事業効果を高めるために必要な効果促進事業の実施が可能

都道府県の裁量による弾力的かつ機動的な運用が可能
(農・林・水横断的な予算融通が可能)

自治体は計画・進捗状況・事後評価を公表
(客観性・透明性の確保)

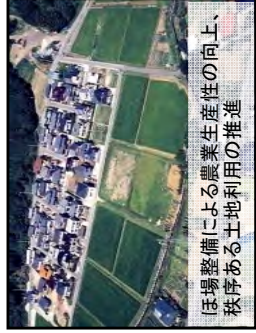
地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基盤整備】



用水路の整備・更新により水管理負担を軽減し農地利用を推進



ほ場整備による農業生産性の向上、秩序ある土地利用の推進



老朽化したため池の全面改修により洪水被害を未然防止

【森林基盤整備】



適切な森林整備を通じて、多面的機能を維持・向上

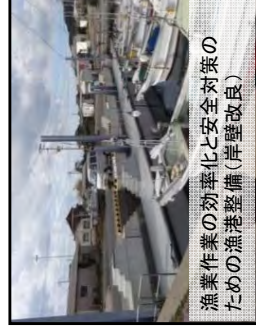


林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現



治山施設による山地災害の未然防止

【水産基盤整備】



漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備(岸壁改良)



藻場造成による漁場の整備



漁村における津波避難対策(避難地、避難路の整備)

【海岸保全施設整備】



津波・高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進



景観に配慮した侵食対策



津波・高潮対策としての水門の整備

2 森林・林業・木材産業関係の各省予算

H29年度エネルギー対策特別会計予算案における木質バイオマス・木材関連予算
(林野庁・経済産業省・環境省連携事業)

分野	事業名	予算額			29年度当初予算案における新規・拡充事項	備考
		29年度	28年度	27年度 【うち木材・木質バイオマス実績】		
1. 省エネ性能に優れた住宅・建築物への木材利用	①省エネルギー投資促進に向けた支援補助金 【上記事業のうち、木材関連事業は以下の3事業 a. ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業 b. ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）実証事業 c. 住宅省エネリノベーション促進事業】	29当初予算案：672.6億円の内数（a～c） 28補正：100億円（a）	28当初：110億円（a、b） 27補正：100億円（c）	27当初：7.6億円【0億円】（b、c） 26補正：150億円【37億円】（a～c）	(1) ①及び②の事業において、ZEB（ゼロ・エネルギー・ビル）の実証事業の採択対象に、「CLT（直交集成板）」を用いた建物を新たに追加。 (2) ①の事業において、ZEH（ゼロ・エネルギー・ハウス）の案件採択の加算項目に、木材を使用していることを新たに追加。 (3) ①の事業で行う住宅省エネリノベーション事業において、新たに、木製サッシメーカーへの制度の周知を実施。	○ ①の事業について、28年度までは、事業名欄に示すa～cの事業を当初予算、補正予算で実施していたが、29年度より、木質関連予算ではない一般的な省エネ補助金事業（28当初：515億円、27補正：442億円）を加えて大括り化。
	②業務用施設等における省CO2促進事業	29当初予算案：50億円	28当初：55億円	－		
	③賃貸住宅における省CO2促進モデル事業	29当初予算案：35億円	28当初：20億円	－	○ 案件採択の加算項目に、木材を使用していることを新たに追加。	
	④木材利用による業務用施設の断熱性能効果検証事業【新規追加】	29当初予算案：20億円	－	－	○ CLT等の木質部材を用いた建築物の省エネ・省CO2効果の定量的評価を行うために必要な建築物の設計費、工事費、設備費、省CO2効果等の定量的評価に係る計測費等の一部を補助する事業を新設。	
	⑤高機能なリグノセルロースナノファイバーの一貫製造プロセスと部材化技術の開発事業	29当初予算案：6.5億円	28当初：4.2億円	27当初：4.5億円【4.5億円】	○ ⑤の事業において、CNF製造の高効率化を促進するため、原材料である木質バイオマスについて、樹種、地域分布、部位を踏まえ、CNF原材料としての高度利用技術の開発を新たに追加。	
2. 木材のモデル利用に向けた研究開発	⑥セルロースナノファイバー（CNF）等の次世代素材活用推進事業	29当初予算案：39億円	28当初：33億円	27当初：3億円【2.8億円】		

H29年度エネルギー対策特別会計予算案における木質バイオマス・木材関連予算
(林野庁・経済産業省・環境省連携事業)

分野	事業名	予算額			29年度当初予算案における新規・拡充事項	備考
		29年度	28年度	27年度 【うち木材・木質バイオマス実績】		
3. 木質バイオマスのエネルギー利用	⑦再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業	29当初予算案：80億円	28当初：60億円	-	○ ⑦の事業において、バイオマス熱供給設備等を活用し、地域への面的な熱供給を行う導管等の設備導入を新たに支援。	○ ⑧事業については、29年度から、熱利用設備への支援は⑩の事業に、自家消費向けの発電設備については⑦の事業に統合。
	⑧再生可能エネルギーの導入促進のための設備導入支援事業費補助金	-	28当初：48.5億円	26補正：95億円【5.4億円】		
	⑨地域で自立したバイオマスエネルギーの活用モデルを確立するための実証事業	29当初予算案：19.7億円	28当初：10.5億円	27当初：5億円【1.3億円】	○ ⑨の事業において、平成27年度から実施中の事業可能性調査をクリアしたものについて、木質バイオマスエネルギー利用の実証事業を今年度後半から開始予定。	○ 本事業については、29年度から、⑧の事業の一部と統合。
	⑩木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業	29当初予算案：5億円	28当初：4億円	-		
	⑪地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金	29当初予算案：63億円	28当初：45億円	26補正：78億円【1.7億円】	○ 木材・木質バイオマス実績は27年度未までの実績	
	⑫地域低炭素投資促進ファンド事業	29当初予算案：48億円	28当初：60億円	27当初：46億円【15億円】		
4. 木材利用を通じたCO2排出削減に関する普及・啓発	⑬木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業	-	28当初：7億円	27当初：18億円【17.5億円】	○ 改正温暖化対策法に基づき環境省が旗振り役となっており、政府全体で推進する国民運動（COOL CHOICE）の中で、新たに、省エネ性能に優れた木材利用や木質バイオマスのエネルギー利用などを通じたCO2排出削減に関する普及・啓発を推進。	○ 28年度当初予算には、木材・木質バイオマス関係の取組は含まれない
	⑭地球温暖化対策の推進・国民運動「COOL CHOICE」強化事業	29当初予算案：16.5億円	28当初：17億円	-		

(参考) 平成29年度エネルギー対策特別会計 木質バイオマス・木材関連事業の概要				
事業分野	事業名	事業概要	補助/委託	事業実施主体
1.省エネ性能に優れた住宅・建築物への木材利用	①省エネルギー投資促進に向けた支援補助金 〔 上記事業のうち、木材関連事業は以下の3事業 a.ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）支援事業 b.ネット・ゼロ・エネルギービル（ZEB）実証事業 c.住宅省エネリノベーション促進事業 〕	a. ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）支援事業 2020年までに新築戸建住宅の過半数をZEHとすることを目指し、ZEHの価格低減及び普及加速化のため、高性能建材や高性能設備機器等の組合せによるZEHの導入を支援する。 b. ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）実証事業 2020年までにZEBを実現・普及することを目指し、そのガイドライン作成等を目的として、ZEBの構成要素となる高性能建材や高性能設備機器等の導入を支援する。 c. 住宅省エネリノベーション促進事業 既築住宅の断熱改修による省エネ化を促進するため、高性能建材（断熱材や窓等）を用いた改修を支援する。 ※ZEH/ZEB: 大幅な省エネを実現した上で、再生可能エネルギーにより、年間で消費するエネルギー量をまかなうことを目指した住宅/建築物	補助	建築物所有者等
	②業務用施設等における省CO2促進事業	中小規模業務用ビル等に対しZEBの実現に資する省エネ・省CO2性の高いシステムや高性能設備機器等を導入する費用を支援する。	補助	建築物所有者等
	③賃貸住宅における省CO2促進モデル事業	賃貸住宅について、一定の断熱性能を満たし、かつ住宅の省エネ基準よりも一定程度CO2排出量が少ない賃貸住宅を新築、又は同基準を達成するように既築住宅を改修する場合に、追加的に必要となる給湯、空調、照明設備等の高効率化のために要する費用の一部を補助する。	補助	賃貸住宅を建築・管理する者
	④木材利用による業務用施設の断熱性能効果検証事業	CLT等に代表される新たな木質部材を用いた建築物の省エネ・省CO2効果を定量的に評価するため、CLT等を用いた建築物等の建設に必要な設計費、工事費、設備費、省CO2効果等の定量的評価に係る計測費等の一部を補助する。	補助	建築物所有者等
	⑤高機能なリグノセルロースナノファイバーの一貫製造プロセスと部材化技術の開発事業	木材等を原料とし、鋼鉄の1/5の軽さで鋼鉄の5倍以上の強度を持ち、かつ耐熱性等に優れたセルロースナノファイバーの製造プロセスを構築するとともに、自動車部品等への部材成形に関する技術開発を実施する。H29年度からは、CNF製造の高効率化を促進するため、原材料である木質バイオマスについて、樹種・地域分布・部位を踏まえ、CNF原材料としての高度利用技術の開発を追加。	NEDO 交付金	大学、公設試等、民間企業等
2.木材のマテリアル利用に向けた研究開発	⑥セルロースナノファイバー（CNF）等の次世代素材活用推進事業	自動車、家電、住宅・建材、再エネ、業務・産業機械等の軽量化や燃費・効率改善による地球温暖化対策への多大なる貢献が期待できるセルロースナノファイバー等の次世代素材について、関係省庁やメーカー等と連携し、用途開発を実施するとともに、実機に搭載することで軽量化によるCO2削減効果等の性能評価および早期社会実装に向けた導入実証を行う。	委託	民間団体等

事業分野	事業名	事業概要	補助/委託	事業実施主体
3.木質バイオマスのエネルギー利用	⑦再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業	地方公共団体及び民間事業者等の再生可能エネルギー導入事業のうち、再生可能エネルギーの普及・拡大の妨げとなつていない課題に適切に対応し、二酸化炭素削減に係る費用対効果の高い取組等に対し、木質バイオマスを含む再生可能エネルギー設備の導入、事業化計画策定等の支援を行う。	補助	地方公共団体、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、森林組合、民間事業者等
	⑨地域で自立したバイオマスエネルギーの活用モデルを確立するための実証事業	地域におけるバイオマスエネルギー利用の拡大に資する経済的に自立したシステムを確立するため、技術指針及び導入要件を策定するとともに、当該指針及び要件に基づき地域特性を活かしたモデル実証事業を行う。	NEDO 交付金	民間企業、大学等
	⑩木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業	森林に賦存する木質バイオマス資源を持続的に活用することを目標とした、地方公共団体が行う計画策定に対して支援を行う。	補助	地方公共団体
	⑪地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金	地域のエネルギーを安定的かつ有効的に活用するべく、再生可能エネルギーや未利用熱を地域内で面的に利用する地産地消型エネルギーシステムの構築や、木質バイオマスや地中熱等を利用した再生可能エネルギー熱利用設備の導入を支援し、エネルギーの地産地消を促進する。	補助	民間事業者等
	⑫地域低炭素投資促進ファンド事業	一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援する。	基金への 補助	民間事業者、投資事業有限責任組合等
4. 木材利用を通じたCO2排出削減に関する普及・啓発	⑭地球温暖化対策の推進・国民運動「COOL CHOICE」強化事業	2030年度の温室効果ガス削減目標の達成に向け、エネルギー消費サイドである家庭・業務部門の一大ムーブメントを起こすべく、経済界、自治体、NPO等と連携し、①地球温暖化に関する危機意識の浸透、②低炭素製品への買換促進、③低炭素サービスの選択促進、④低炭素なライフスタイルへの転換促進などの普及啓発を展開する。	委託	民間団体等

※ ⑧、⑬の事業は、28年度で終了した事業であるため掲載していない。

CLT関連予算について

林 野 庁

1 平成 28 年度第2次補正予算

(1) CLT建築物等普及促進事業(10 億円)

- ・ CLTを活用した建築物の建築費への補助(対象:中大規模建築物)
- ・ 施工性に優れた接合金物などCLT建築で使用する部材の委託開発

(2) 合板・製材生産性強化対策(330 億円の内数)

CLT製造施設の整備に対する補助

(3) 革新的技術開発・緊急展開事業(117 億円の内数)

CLTパネル工法の高層化に向けた耐火性能向上、CLT製造コストの低減など、CLT建築物の普及を加速する委託研究

2 平成 29 年度予算概算決定

(1) 新たな木材需要創出総合プロジェクト(12 億円の内数)

- ・ CLTを活用した建築物の建築費への補助(対象:鉄骨造での部分利用など新たな技術を活かした建築物)
- ・ ヒノキやカラマツを用いた強度の高いCLTの強度試験等を委託

(2) 次世代林業基盤づくり交付金(70 億円の内数)

CLT製造施設の整備に対する補助

CLT関連予算について

国土交通省

1 平成 28 年度第2次補正予算

- (1) サステナブル建築物等先導事業(木造・木質化分野) [1. 5億円]
 - ・ CLT等新たな木質建築材料を用いた工法等について、建築実証と居住性等の実験を担う実験棟の整備に対する支援
 - ・ 施設を展示公開するとともに、耐久性、遮音性、温熱環境や施工性等について実験・検証
- (2) 建築物の防災性等の研究機能の強化 [2. 2億円]
 - ・ 建築物の防災性等の向上に寄与するための実験施設の機能強化
((国研) 建築研究所における加力装置の追加等)

2 平成 29 年度予算概算決定

- (1) サステナブル建築物等先導事業(木造・木質化分野) [104億円の内数]
 - ・ CLT工法等先導的な設計・施工技術が導入される建築物の木造・木質化プロジェクトに対する支援
(平成 28 年度第2次補正予算における拡充内容についても継続実施)
- (2) 新しい木質材料を活用した混構造建築物の設計・施工技術の開発 [0. 9億円]
 - ・ CLTと鉄筋コンクリート等の混構造建築物に関する耐震構造等に関する技術開発

CLT関連予算について

環 境 省

平成 29 年度予算概算決定

- (1) 木材利用による業務用施設の断熱性能効果検証事業 [20億円] (新規)
(農林水産省連携事業)

- ・ CLT 等を用いた建築物等の工事費 (CLT 以外の基礎部分などは除く。)、設備費、省 CO2 効果等の実証に係る計測費等に対する支援

- (2) 業務用施設等における省CO2 促進事業[50億円の内数]
(経済産業省連携事業)

- ・ 業務用ビル等の ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の実現に資する高効率な給湯、空調、照明設備等の導入に対する支援

※CLT を活用した ZEB について審査時に優遇する。

- (3) 賃貸住宅における省CO2 促進モデル事業[35億円の内数]
(国土交通省連携事業)

- ・ 低炭素型賃貸住宅を新築又は改修する際に追加的に必要となる高効率な給湯、空調、照明設備等に対する支援

※CLT を活用した賃貸住宅について審査時に加点措置を講じる。

平成29年度過疎対策関係予算案

府省庁名：総務省

(単位：千円)

事 項	平成28年度 当初予算額 (A)	平成29年度 予算案額 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	平成28年度 第2次補正 予算額	備 考
1. 過疎地域等自立活性化推進交付金	689,652	689,652	0	100.0%	200,000	生活の安心・安全確保対策等に係るソフト事業、定住促進団地等の整備及び遊休施設を活用した生産加工施設等の整備に対して支援。 ・過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業事業 400,000千円 ・過疎地域等自立活性化推進事業 140,000千円 ・過疎地域集落再編整備事業 89,652千円 ・過疎地域遊休施設再整備事業 60,000千円
2. 地域経済循環創造事業交付金	1,608,250	1,868,250	260,000	116.2%	130,000	産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げ支援等。
3. 地域おこし協力隊の推進	128,234	135,382	7,148	105.6%	-	地域おこし協力隊の更なる拡充のため、全国サミットの開催等により広く制度の周知を行うとともに、隊員・自治体双方への研修の充実や受入・サポート体制の構築により自治体の取組を支援。
4. 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業	15,837	16,029	192	101.2%	-	地域の生活を守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を行う地域運営組織について、その形成と持続的な運営を確保するための方策について調査研究を行う。

注：2～4については、過疎対策分として明確な区分ができないため、全国分を一括計上している。

○平成29年度税制改正

- ・過疎地域における事業用設備等の取得に係る特別償却について適用期限を2年延長するとともに、対象業種において、「情報通信技術利用事業(コールセンター)」を廃止し、「農林水産物等販売業」を追加
- ・過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置について適用期限を3年延長

平成29年度過疎対策関係地方債計画額

事	項	平成28年度 計画額(当初) (A)	平成29年度 計画額 (B)	対前年度比 (B/A) (%)	備	考
5. 過疎対策事業債		420,000,000	450,000,000	107.1%	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)により過疎地域に指定された市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。	
6. 辺地対策事業債		46,500,000	47,500,000	102.2%	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)により、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、辺地を有する市町村が、総合整備計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。	
	計	466,500,000	497,500,000	106.6%		

平成29年度過疎対策関係予算案

府省庁名：総務省

(単位：千円)

事 項	平成28年度 当初予算額 (A)	平成29年度 予算案額 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	平成28年度 第2次補正 予算額	備 考
7. 4K・8K時代に対応したケーブルテレビ 光化促進事業	-	879,903	879,903	皆増	-	過疎地域等条件不利地域における災害時等の確実かつ 安定的な情報伝達を確保するとともに、4K・8Kの視聴環 境を確保するため、ケーブルテレビ網の光化及び送受信 設備等の整備の費用の一部を補助する。
8. 放送ネットワーク整備支援事業 地域ケーブルテレビネットワーク整備事 業	128,543	130,331	1,788	101.4%	299,933	放送・通信網の切断による情報遮断の回避といった防災 上の観点から、地域ケーブルテレビネットワークについ て、有線網切断が想定される箇所等の2ルート化、一部 無線化や、監視制御機能の強化に係る設備の整備等を 行う地方公共団体等に対し、整備費用の一部を補助す る。 また、過疎地域等条件不利地域については、老朽化した 既存幹線を同時に更改するときも補助する。 ※放送ネットワーク整備支援事業は、本件のほか地上基 幹放送ネットワーク整備事業から構成。
9. 無線システム普及支援事業 携帯電話等エリア整備事業	1,263,971	3,598,212	2,334,241	284.7%	-	過疎地域等条件不利地域において携帯電話等のエリア 拡大に必要な伝送路と基地局等の整備に際し、国がその 整備費用の一部を補助する。
10. 情報通信基盤整備推進事業	400,000	670,267	270,267	167.6%	199,137	地域の活性化を図っていく上で重要かつ必要不可欠な超 高速ブロードバンド基盤の整備を推進するため、過疎地 域等条件不利地域を有する地方公共団体が、光ファイバ 等の超高速ブロードバンド基盤の整備を実施する場合、 その事業費の一部を補助する。

注：過疎対策分として明確な区分ができないため、全国分を一括計上している。

平成29年度過疎対策関係予算案

府省庁名：農林水産省

(単位：千円)

事	項	平成28年度 当初予算額 (A)	平成29年度 予算額案 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B－A)	対前年度比 (B／A)	平成28年度 第2次補正 予算額	備	考
1－1 農林水産省(非公共)								
○ 鳥獣被害防止対策の推進								
	・鳥獣被害防止総合対策交付金	9,500,000	9,500,000	0	100.0%	900,000	鳥獣被害防止特措法により市町村が作成する被害防止計画に基づく取組等を総合的に支援(※)	
○ 日本型直接支払の実施								
	・多面的機能支払交付金	48,250,500	48,250,500	0	100.0%	-	農村・農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同で行う多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援(※)	
	・中山間地域等直接支払交付金	26,299,601	26,300,000	399	100.0%	-	中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、耕作放棄の防止や機械・農作業の共同化等、農業生産活動を将来に向けて維持するための活動を支援(※)	
○ 荒廃農地等の発生防止・解消								
	・荒廃農地等利活用促進交付金	230,557	230,557	0	100.0%	-	荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業者組織、参入法人等が行う再生作業、土壌改良、宮農定着、加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援(※)	
○ 都市と農山漁村の共生・対流等								
	・農山漁村振興交付金	8,000,000 (うち山村活性化 支援交付金 750,000)	10,060,000 (うち山村活性化 支援交付金 780,000)	2,060,000	125.8%	-	都市と農山漁村の共生・対流の促進や地域の活性化、薪炭・山菜など地域資源の活用等による山村の活性化、福祉農園の開設等による農福連携の推進、定住・地域間交流、雇用の増大を促進するための施設の整備等を支援(※)	
○ 農業関係施設整備								
	・強い農業づくり交付金	20,784,773	20,174,124	△ 610,649	97.1%	-	国産農産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設等の整備等を支援(※)	
	・農畜産物輸出拡大施設整備事業	-	-	-	-	10,000,000	農畜産物の輸出の拡大に必要な共同利用施設や卸売市場施設の整備を支援(※)	
○ 生産振興対策								
	・野菜価格安定対策事業のうち 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	所要額 17,082,307 の内数	所要額 17,234,950 の内数	152,643	100.9%	-	野菜生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等を実施(※)	

注1：表中の事業については、過疎対策分として明確な区分が出来ないため、全国分を一括計上している。

注2：貸し付けは()書き。

注3：備考欄に(※)を付した事業については、過疎地域等条件不利地域において、交付率の嵩上げや一定条件の下で面積要件等を一部緩和している。

平成29年度過疎対策関係予算案

府省庁名：農林水産省

(単位：千円)

事	項	平成28年度 当初予算額 (A)	平成29年度 予算額案 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B－A)	対前年度比 (B／A)	平成28年度 第2次補正 予算額	備 考
○ 6次産業化の推進	・6次産業化支援対策のうち 6次産業化ネットワーク活動交付金	2,033,106	1,908,609	△ 124,497	93.9%	-	農林漁業者と多様な事業者が連携して行う新商品開発・販路開拓及び施設整備、6次産業化プランナーによる農林漁業者等に対するサポート体制の整備等を支援。 市町村の6次産業化等戦略に沿って、市町村等が地域ぐるみで6次産業化の取組を行う場合の新商品開発・販路開拓及び新商品を開発するための加工機械等の整備を支援(※)
○ 担い手の育成・確保	・農業次世代人材投資事業 (旧 青年就農給付金)	11,613,683	14,012,644	2,398,961	120.7%	-	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前(2年以内)の生活安定と就農直後(5年以内)の経営確立に資する資金を交付。
・農の雇用事業		7,149,731	5,558,317	△ 1,591,414	77.7%	-	青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して実施する実践研修等を支援。
○ 中山間地域の農業所得の向上	・中山間地域所得向上支援対策のうち 中山間地域所得向上支援事業	-	-	-	-	10,000,000	中山間地域において、収益性の高い農産物の生産・販売等により本格的に取り組む場合に策定する実践的な計画に基づき、水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売等の施設整備等を総合的に支援(※)
○ 金融対策	・農業改良資金利子補給金	430,222	328,853	△ 101,369	76.4%	-	農業経営の改善に向けたチャレンジ性のある取組を支援するのに必要な資金を株式会社日本政策金融公庫等が一定の農業者等に対して貸し付ける場合の利子補給。
・中山間地域活性化資金		(5,460,000)	(5,460,000)	0	100.0%	-	中山間地域において、農林漁業を総合的に振興して地域の活性化を図るため、地域の農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化、農林漁業資源の総合的利用等を目的とした長期低利の資金を融資。 (本資金の対象地域は、過疎地域等の法指定地域等に限定)
・振興山村・過疎地域経営改善資金		(300,000)	(300,000)	0	100.0%	-	振興山村又は過疎地域の農林漁業者等が、その地域の自然的・経済的条件に適応した経営の改善や農林漁業の振興を図ることにより、所得の安定確保や地域の活性化が実現できるよう、必要な長期低利の資金を融資。 (本資金の対象地域は、振興山村及び過疎地域に限定)

注1：表中の事業については、過疎対策分として明確な区分が出来ないため、全国分を一括計上している。

注2：貸し付けは()書き。

注3：備考欄に(※)を付した事業については、過疎地域等条件不利地域において、交付率の嵩上げや一定条件の下で面積要件等を一部緩和している。

平成29年度過疎対策関係予算案

府省庁名：農林水産省

(単位：千円)

事	項	平成28年度 当初予算額 (A)	平成29年度 予算額案 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B－A)	対前年度比 (B／A)	平成28年度 第2次補正 予算額	備 考
1－2 農林水産省(公共) ○農林水産業の基盤整備 ・農業農村整備事業		296,226,000	308,404,000	12,178,000	104.1%	158,000,000	農地集積の加速化、農業の高付加価値化のための農地の大区画化・汎用化や水路のパイプライン化、老朽化した農業水利施設の長寿命化・耐震化対策等を推進(※)
	・山漁村地域整備交付金	106,650,000	101,650,000	△ 5,000,000	95.3%	－	地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援(※)
2－1 林野庁(非公共) ○林業の成長産業化 ・次世代林業基盤づくり交付金		6,140,633	7,009,571	868,938	114.2%	－	需要に応じた低コストで効率的な木材の生産・供給、木材利用の拡大を実現するため、CLT等を活用した木造公共建築物の整備等により需要拡大を図るとともに、木材加工流通施設、苗木生産施設等の整備、間伐材生産・路網整備などを総合的に支援。
	・森林整備地域活動支援交付金	215,575 〔既存基金と併せて事業を実施〕	473,483 〔既存基金と併せて事業を実施〕	257,908	219.6%	－	森林経営計画の作成や森林施業の集約化に必要な森林情報の収集や合意形成活動、森林境界の明確化、既存路網の簡易な改良等に対して支援。
	・新たな木材需要創出総合プロジェクト	1,416,573	1,218,061	△ 198,512	86.0%	－	林業の成長産業化を実現するため、木材利用が低位な都市部の建築物等における木質化を推進するためのCLT等の製品・技術の開発・普及や、建築物・木製品・木質バイオマスなど様々な分野での地域材利用の拡大により、新たな木材需要を創出するとともに、これらの需要に応えうる地域材の安定的・効率的な供給体制を構築。
	・森林・山村多面的機能発揮対策	2,462,105	1,700,000	△ 762,105	69.0%	－	地域住民が中心となった民間協働組織が実施する森林の保全管理等の取組を、市町村等の協力を得て支援。
	・森林・林業人材育成対策	5,850,000	5,977,896	127,896	102.2%	－	適切な森林整備及び国産材の安定供給を図るため、「緑の雇用」事業を通じた新規就業者の確保・育成に加え、森林・林業に関する専門的かつ高度な知識・技術を有する技能者・技術者の育成を支援。
	・シカによる森林被害緊急対策事業	159,074	150,056	△ 9,018	94.3%	100,000	シカによる森林被害が深刻な地域において、地方公共団体等と連携し、広域かつ緊急的に捕獲、防除等を実施。

注1：表中の事業については、過疎対策分として明確な区分が出来ないため、全国分を一括計上している。

注2：貸し付けは()書き。

注3：備考欄に(※)を付した事業については、過疎地域等条件不利地域において、交付率の嵩上げや一定条件の下で面積要件等を一部緩和している。

平成29年度過疎対策関係予算案

府省庁名：農林水産省

(単位：千円)

事 項	平成28年度 当初予算額 (A)	平成29年度 予算額案 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B－A)	対前年度比 (B／A)	平成28年度 第2次補正 予算額	備 考
・特用林産振興総合対策事業	24,532	32,970	8,438	134.4%	－	新規用途開拓など特用林産物の品目別の課題の解決に向けた取組等を支援。
・林業金融対策	(786,865)	(800,075)	13,210	101.7%	－	林業者等向けの利子助成・無利子資金の融通等の推進。
2－2 林野庁(公共) ○ 農林水産業の基盤整備 ・森林整備事業	120,286,000	120,313,000	27,000	100.0%	31,000,000	集約化を図り、間伐やこれと一体となった路網の整備、主伐後の再造林等を推進。また、奥地水源林等であって、所有者の自助努力によっては適正な整備ができない森林において公的主体による間伐等の森林整備を推進(※)
・治山事業	59,723,000	59,736,000	13,000	100.0%	10,000,000	集中豪雨等により発生した荒廃山地等の復旧整備、津波に強い海岸防災林の整備を通じ、地域の安全・安心を確保。
・農山漁村地域整備交付金(再掲)	106,650,000	101,650,000	△ 5,000,000	95.3%	－	地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援(※)
3－1 水産庁(非公共) ○ 水産日本の復活 ・浜の活力再生交付金のうち 水産業強化支援事業(新規)	－	5,350,000	5,350,000	皆増	－	浜の活力再生プランを上位計画として位置づけ、プランの取組に位置づけられた共同利用施設の整備、プラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策に必要な整備等を支援。
・新規漁業就業就業者総合支援事業	576,912	926,912	350,000	160.7%	－	漁業への就業希望者が円滑に就業できるよう、就業準備段階における資金の支援を行うとともに、就業相談会等の開催、漁業現場での長期研修、漁業活動に必要な経営管理の知識や技術の習得等を支援。
3－2 水産庁(公共) ○ 農林水産業の基盤整備 ・水産基盤整備事業	69,985,000	70,000,000	15,000	100.0%	15,950,000	流通・輸出拠点漁港の衛生管理対策や水産資源回復対策、老朽化した漁港施設の長寿命化対策や地震・津波対策を推進。
・農山漁村地域整備交付金(再掲)	106,650,000	101,650,000	△ 5,000,000	95.3%	－	地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援(※)

注1：表中の事業については、過疎対策分として明確な区分が出来ないため、全国分を一括計上している。

注2：貸し付けは()書き。

注3：備考欄に(※)を付した事業については、過疎地域等条件不利地域において、交付率の嵩上げや一定条件の下で面積要件等を一部緩和している。

平成29年度過疎対策関係予算案

府省名:国土交通省

(単位:千円)

事	項	平成28年度 当初予算額 (A)	平成29年度 予算案額 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	平成28年度 第2次補正 予算額	備	考
1. 道路事業 ※		1,663,694,000	1,666,194,000	2,500,000	100.2%	234,105,000	都道府県による代行事業制度の活用を図る等、過疎地域における道路整備を推進。	
2. 治水事業等 ※		781,302,000	781,602,000	300,000	100.0%	96,235,000	河川整備等の治水対策の推進。	
3. 海岸事業 ※		23,756,000	23,756,000	0	100.0%	3,293,000	津波・高潮・侵食対策としての海岸保全施設の整備。	
4. 下水道事業 ※		5,375,000	5,375,000	0	100.0%	0	生活環境の整備を図るため、都道府県による代行事業制度の活用を図る等、過疎地域における下水道事業を推進。	
5. 港湾の整備 ※		231,712,000	232,057,000	345,000	100.1%	40,535,000	過疎地域において、地場産業の維持・発展に資する港湾施設の整備等を推進。	
6. 地域公共交通確保維持改善事業		22,871,748	21,361,374	△ 1,510,374	93.4%	1,126,259	地域の特性に応じた生活交通の確保維持、快適で安全な公共交通の構築、地域公共交通ネットワーク再編の促進等、地域の公共交通ネットワークの再構築に向けた取組を支援する。	
7. 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進		242,485	154,485	△ 88,000	63.7%	0	既存施設の再編・集約等によるモデル的な「小さな拠点」の形成に対する支援について、NPO等による事業も補助対象に追加する拡充を行うとともに、引き続きフォーラムや交流会の開催を通じて一層の普及啓発を図り、地域の取組の深化を推進する。	

・金額については、すべての事項について過疎地域分を分計できないため全国一括計上している。また、この他に、地方創生推進交付金(内閣府計上)がある。

※この他に、社会資本整備総合交付金(28年度予算:8,983億円、28年度第2次補正予算:1,573億円、29年度予算案8,940億円)、防災・安全交付金(28年度予算:11,002億円、28年度第2次補正予算:2,554億円、29年度予算案11,057億円)がある。

平成29年度過疎対策関係予算案

府省名：厚生労働省

(単位：千円)

事 項	平成28年度 当初予算額 (A)	平成29年度 予算案額 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B－A)	対前年度比 (B／A)	平成28年度 第2次補正 予算額	備 考
I 高齢者・児童等の福祉						
1 社会福祉施設等施設整備費補助金	6,955,718	7,100,123	144,405	102.1%	11,800,279	○障害者の地域移行を支援するためのグループホーム等の障害者関連施設及び障害児入所施設等の整備に要する経費の補助を行う。
2 地域医療介護総合確保基金	48,277,451	48,277,451	0	100.0%		○医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等の整備等の促進のため必要な事業を支援する。
3 次世代育成支援対策施設整備交付金	5,662,000	6,590,000	928,000	116.4%	6,963,197	○児童養護施設等の整備など、都道府県・市町村整備計画に定められている地域の実情に応じた次世代育成支援対策に資する施設整備の実施を支援する。
4 保育所等整備交付金	53,421,369	56,403,240	2,981,871	105.6%	42,691,247	○市町村整備計画等に基づく保育所等の整備に必要な経費の一部を支援する。
II へき地保健医療対策						
1 へき地保健医療対策費	6,826,984	7,428,130	601,146	108.8%		○へき地住民の医療提供体制の充実を図るため「へき地医療拠点病院」、「へき地診療所」等の運営に要する経費の補助を行う。
2 医療施設等整備費						
(1) 医療施設等設備整備費	638,698	697,235	58,537	109.2%		○へき地保健医療対策等に関連する設備整備に要する経費の補助を行う。
(2) 医療施設等施設整備費	339,956	339,956	0	100.0%		○へき地保健医療対策等に関連する施設整備に要する経費の補助を行う。

※表中の事業については、過疎対策分として明確な区分ができないため、全国分を一括計上している。

平成29年度過疎対策関係予算案

府省名：厚生労働省

(単位：千円)

事 項	平成28年度 当初予算額 (A)	平成29年度 予算案額 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B－A)	対前年度比 (B／A)	平成28年度 第2次補正 予算額	備 考
3 ドクターヘリの導入促進 ドクターヘリ導入促進事業	医療提供体制 推進事業費補 助金15,025,466 千円の内数	6,484,485千円 (医療提供体制 推進事業 費補助金 15,401,290千円 の内数)	-	-		○地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航の支援を行う。
Ⅲ 生活環境の整備						
1 水道施設整備費補助	20,422,000	18,535,000	△ 1,887,000	90.8%	24,000,000	○水道施設整備に要する費用の一部を補助する。
2 生活基盤施設耐震化等交付金	13,000,000	16,900,000	3,900,000	130.0%	16,000,000	○水道施設及び保健衛生施設等の耐震化対策等を推進するために交付金を交付する。
Ⅳ 地域雇用対策						
1 地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)	3,324,112	3,394,620	70,508	102.1%		○雇用情勢が厳しい地域等において、事業所の設置・整備に伴い地域の求職者等を雇い入れた事業主に対して助成金を支給する。
2 実践型地域雇用創造事業	4,748,219	3,535,417	△ 1,212,802	74.5%		○雇用情勢が厳しい地域や人口減少が著しい地域における自発的な雇用創造の取組を支援するため、各地域の協議会が提案する「雇用創造効果が高いと認められる雇用対策」について、当該協議会に対しその事業の実施を委託する。

※表中の事業については、過疎対策分として明確な区分ができないため、全国分を一括計上している。

平成29年度過疎対策関係予算案

府省名：厚生労働省

(単位：千円)

事	項	平成28年度 当初予算額 (A)	平成29年度 予算案額 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B－A)	対前年度比 (B／A)	平成28年度 第2次補正 予算額	備	考
3	多様な民間機関を活用した高度・多様な職業訓練機会の拡大	46,935,449	48,367,678	1,432,229	103.1%			○求職中の方を対象として、就職に必要な技能及び知識の習得を図るため、民間教育訓練機関等を活用して公共職業訓練(離職者に対する委託訓練)及び求職者支援訓練を実施する。
4	農林漁業就職総合支援事業	738,566	723,528	△ 15,038	98.0%			○農林漁業の人材確保のため、関係機関と連携しての情報収集・提供、合同企業面接会の実施、農林漁業が盛んな地域等での「農林漁業就職支援コーナー」による職業相談を実施する。 併せて、農業法人、林業事業体に対する雇用管理改善相談及び就業希望者に対する講習の実施により、職場定着の促進を図る。

※表中の事業については、過疎対策分として明確な区分ができないため、全国分を一括計上している。

平成29年度過疎対策関係予算案

府省庁名:環境省

(単位:千円)

事 項	平成28年度 当初予算額 (A)	平成29年度 予算案額 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	平成28年度 第2次補正 予算額	備 考
浄化槽整備事業	8,421,000	8,421,000	0	100.0%	1,000,000	生活排水を適正に処理し、健全な水環境を確保するため、市町村等が実施する浄化槽整備事業を支援する。
自然公園等事業等	8,588,000	8,606,490の内数	18,490	100.2%	10,089,000	国立公園等において、自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るとともに、自然との多様なふれあいを求める国民のニーズに対応するための安全かつ適切な利用施設の整備や長寿命化対策を行う。また、地方公共団体が実施する国立・国定公園等の整備事業を支援する。
国立公園等民間活用特定自然環境 保全活動(グリーンワークー)事業費	281,418	281,418	0	100.0%	-	国立公園等において、自然や社会状況を熟知した地元住民等を活用し、山岳地の保全管理や清掃活動等を行う。
国立・国定公園の海域適正管理強化 事業(マリンワークー)	84,997	87,157	2,160	102.5%	-	国立・国定公園の海域において、生態系保護の対策などを実施。
国立公園協働型管理運営体制強化 事業	73,004	29,545	△ 43,459	40.5%	-	地域と協働した管理運営を行うことで、地域ごとの実態に即したきめ細かな利用サービスを提供できる魅力ある国立公園を目指す。
エコツーリズムを通じて地域の魅力向 上事業	38,546	24,800	△ 13,746	64.3%	-	国立公園等において、自然観光資源を活用した地域活性化を推進するため、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成等、地域のエコツーリズム推進に向けた取組を交付金により支援する。
鳥獣保護管理強化総合対策事業の 一部	717,640	708,477	△ 9,163	98.7%	-	国立公園等の貴重な自然植生や農林水産業への被害が深刻となっているニホンジカ等の野生動物の保護・管理やそれらに係る各種調査、人材育成等の一層の充実により、対策の抜本的な強化を図り、地域の活性化に貢献する。
指定管理鳥獣捕獲等事業	500,000	800,000	300,000	160.0%	700,000	集約的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣として国が指定した指定管理鳥獣(ニホンジカ及びイノシシ)について、都道府県が指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画を定めて捕獲する取組に対し、必要な経費の一部を国が交付する。

(注) 過疎対策分として明確な区分ができないため、全国分を一括計上している。

平成29年度過疎対策関係予算案

府省庁名：内閣府

(単位：千円)

事	項	平成28年度 当初予算額 (A)	平成29年度 予算案 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年度比 (B/A) (%)	平成28年度 第2次補正 予算額	備 考
1. 子どものための教育・保育給付費負担金		642,818,282 の内数	787,949,147 の内数	145,130,865	122.6%	—	認可保育所の設置など特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域において、教育・保育を必要とする就学前子どもを対象に、へき地保育所での特例保育の実施に要する費用を給付する。
2. 小さな拠点・地域運営組織の形成拡大支援のための調査経費		—	—	—	—	60,000	「小さな拠点」や「地域運営組織」の形成に向け、必要なノウハウの提供や、都道府県や市町村、中間支援組織等の取組促進を支援する。
3. 地方創生推進交付金		100,000,000	100,000,000	0	100.0%	—	地方創生の深化のため、地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な複数年度の事業を実施する地方公共団体に対し、国がその事業費の一部を支援する。

注：過疎対策分として明確な区分ができないため、全国分を一括計上している。

3 林野庁関係税制改正

平成29年度 林野庁税制改正事項

【新規・拡充事項】

- 山林に係る相続税の納税猶予制度について、次の見直しを行う。（相続税）
 - ① 森林経営計画に定められている区域に存する山林のうち同一の小流域内に存するものの面積が5ha未満である一定の山林を、納税猶予の適用対象に加える。
 - ② 猶予期間中に身体障害等のやむを得ない事情により林業経営の継続が困難となったときは、一定の推定相続人に林業経営の全てを委託した場合であっても、納税猶予の継続を認める。
 - ③ 災害による森林被害のため経営の規模の拡大を行うことが困難である場合には、当初認定起算日等から15年（現行：10年）を経過する日までに経営の規模の拡大が完了していれば、納税猶予の取消事由に該当しないこととする。
- 相続税等の財産評価の適正化のため、実態を踏まえて、杉及びひのきについて、現行評価額を全体的に引き下げるとともに、松について、原則として、標準価額を定めず個別に評価する見直しを行う。（相続税）
- 森林法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次の措置を講ずる。（複数税目）
 - ① 森林経営計画の認定基準見直しに伴う措置
 - ② 国立研究開発法人森林総合研究所の名称変更等に伴う措置
- 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）〔中小企業投資促進税制〕について、上乗せ措置（生産性向上設備等に係る即時償却等）は中小企業経営強化税制として改組し、全ての器具備品及び建物附属設備を対象とするとともに、その他は対象資産から器具備品を除外した上で、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）
- 森林組合等の上部団体への出資に係る受取配当等の益金不算入制度の見直し（森林組合等の各事業年度において、その保有する連合会等の普通出資につき支払を受ける配当等の額がある場合には、その配当等の額のうち益金の額に算入しない金額は、その出資保有割合にかかわらず、その配当等の額の100分の50相当額とする措置を講ずること）を行う。（法人税）

【延長事項】

- 農林漁業用軽油に係る石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分）の還付措置の適用期限を3年延長する。（石油石炭税）
- 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）〔商業・サービス業・農林水産業活性化税制〕の適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）
- 森林組合等の貸倒引当金の特例について、割増率を10%（現行：12%）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。（法人税）
- 中小企業者等に係る法人税の軽減税率の特例（森林組合等について所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率を19%→15%とする措置）の適用期限を2年延長する。（法人税）
- （独）農林漁業信用基金が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の適用期限を2年延長する。（登録免許税）

【与党の平成29年度税制改正大綱(平成28年12月8日)に記載された事項】

○ 森林吸収源対策の財源確保に係る森林環境税（仮称）の創設について

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

6 森林吸収源対策

2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保について、以下の措置を講ずる。

- (1) エネルギー起源CO₂の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図るため、経済産業省、環境省、林野庁の3省庁は、引き続き連携して取り組む。
- (2) 森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題がある。その対策に当たっては、森林現場に近く所有者に最も身近な存在である市町村の果たす役割が重要となる。

このため、市町村による林地台帳の整備を着実に進めるとともに、公益的機能の発揮が求められながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行うこととし、以下のような施策の具体化を進める。

- ① 市町村から所有者に対する間伐への取組要請などの働きかけの強化
- ② 所有者の権利行使の制限等の一定の要件の下で、所有者負担を軽減した形で市町村自らが間伐等を実施
- ③ 要間伐森林制度を拡充し、所有者が不明の場合等においても市町村が間伐を代行
- ④ 寄附の受入れによる公的な管理の強化
- ⑤ 地域における民間の林業技術者の活用等による市町村の体制支援

このような施策を講じることにより市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。